

第六次青梅市地域福祉活動計画

「えがお・つながるプランおうめ」

令和6年度～令和11年度（6か年計画）



～「青梅マラソン」を応援している風景～ 市内在住の女の子（6歳）の作品

令和6年3月

目次

第1章

はじめに	1
第六次青梅市地域福祉活動計画の策定にあたって	2
計画の背景	3
計画の目的	6
計画の位置づけ	7
計画の期間	8
計画の策定体制	9

第2章

本計画において解決を目指す課題	10
-----------------	----

第3章

第六次青梅市地域福祉活動計画が目指すもの	18
基本目標の実現に向けた取組	22
1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施	22
2 重層的支援体制整備事業の推進	25
3 子育て世帯への支援	28
4 孤独・孤立を防止する取組	31
5 成年後見・地域福祉権利擁護事業の推進	33
6 終活支援の取組	36
7 地域における地域福祉の担い手育成と連携	38
8 社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組	40
9 職員の人材育成の推進	42
10 多世代交流の推進	45
11 多文化共生社会の推進	48
12 災害支援ネットワークの構築	50
13 障がい者の社会参加支援	53

第4章

計画の推進に向けて	55
-----------	----

第5章

発展・強化の取組	56
資料編	63

第1章

—はじめに—

このたび、青梅市社会福祉協議会では、「第六次青梅市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

これまで、当協議会では、平成7年度を初年度とした「青梅市地域福祉活動計画」の策定から「第五次青梅市地域福祉活動計画」まで、地域福祉活動計画にもとづき地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

平成31年度から令和5年度までの5年間を計画年度とした「第五次青梅市地域福祉活動計画」では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、これまで様々な事業に取り組んできたところであります。

「第五次青梅市地域福祉活動計画」の策定から5年が経過した今、新型コロナウイルス感染症により、人と人が接触する機会が減少する中で、地域の交流が停滞し、地域コミュニティが希薄化するなど、これまで地域の相互扶助や家族で支えられてきた地域の在り方も大きく変化しています。

また、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、地域福祉の課題は多様化するとともに、ますます複雑化が進行しています。

「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、声を出すことができない住民も取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組や、地域に暮らす熱意をもった住民の方々の他、商工業、農業、環境および情報技術など地域の様々な分野の方々と協働して地域福祉を推進していく新たな体制づくりなど、当協議会が目指していく地域福祉の方向性を、具体的な取組を挙げて示しています。

「第六次青梅市地域福祉活動計画」の策定にあたって、青梅市地域福祉活動計画策定委員会の委員をはじめ、多くの住民の方々にご意見を賜りましたこと、この場をお借りして、感謝申し上げます。



青梅市社会福祉協議会
会長 金子典由

一 第六次青梅市地域福祉活動 計画の策定にあたって一

この度の第六次青梅市地域福祉活動計画「えがお・つながるプランおうめ」の策定にあたって考慮したことは、第一に、3年余りのコロナ禍において、青梅市の地域福祉の課題としてどのようなことがあるのか、人と人が直接対面で交流することが長く制約される中で、「声を出せない、あげられない」人が多くいるであろう。そのような人たちの声を拾い、受け止めるために必要なことは何なのか、そのような思いを、委員の皆さんと共有し協議してきました。



青梅市地域福祉活動計画
策定委員会委員長
法政大学教授 宮城 孝

第二には、超高齢化・単身化、また超少子化社会を迎える中で、民間の立場でできる事は何なのか、青梅市における地域福祉の新たな課題に対応するために、前例にとらわれない社会福祉協議会が持つ強みを最大限に活かし、それらの課題にチャレンジする内容にしたいということでした。

その結果、計画の基本目標として、「声を出せない住民も取り残さない、みんなが支援を受けられるまち」、「農業、商工、環境など分野を超えて協働する地域を基盤とした地域福祉の推進」、「地域の活動を通じて、「人と人」「人と地域」が交流するまち」をあげており、その実現に向けた様々な新たな取り組みが提起されています。

本計画を実現するために重要なことは、青梅市の多くの関係機関や団体、地域住民等が活発に交流し、それぞれの立場でできることを通し協働することであると思います。

社会福祉協議会は、そのような力を発揮する媒介役として大きな力を発揮できる可能性を持っています。そのためにも、住民にとって身近な11の支会において、各地域の特性を踏まえた地域福祉の取り組みを着実に、また活性化していくことが求められます。

本計画が示している青梅市の地域福祉の内容が着実に取り組まれ、多くの「えがおがつながる」青梅となりますよう願ってやみません。

一 計画の背景 一

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】」にもとづいて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



さらに、令和3年4月1日施行の「改正社会福祉法」により、

- アウトリーチを含む早期の支援
- 本人・世帯を包括的に受け止め支える支援
- 本人を中心とし、本人の力を引き出す支援
- 信頼関係を基盤とした継続的な支援
- 地域とのつながりや関係性づくりを行う支援

を理念とする「重層的支援体制整備事業」を創設しています。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、**交付金を交付する**。

→ 令和3年4月1日施行



出典：厚生労働省資料

一方、東京都は、「第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）」において、「誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」「地域の課題について、身近な地域において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」「多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京」の3つの理念を掲げ、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

こうした中、青梅市の人口は、平成17年度をピークに減少に転換し、人口減少が進行しています。

年少・生産年齢・老年の3区分人口の推移を見ると、65歳以上の老年人口および割合がともに増加している一方で、年少人口、生産年齢人口は減少し、それぞれの割合についても低下しており、少子高齢化が進行しています。

当協議会と青梅市民生児童委員合同協議会が協働して実施する70歳以上高齢者の生活実態を調査する「高齢者実態調査」の結果では、一人暮ら

し高齢者が毎年増加していることがわかっています。

このような状況に加えて、新型コロナウイルス感染症による行動制限により、地域の活動が減少したこともあり、青梅市においても地域のつながりは希薄化している状況にあり、孤独・孤立化する高齢者が増えている傾向を伺い知ることができます。

これまで、日本の福祉制度や政策は、地域の相互扶助や家族同士の助け合いを基盤に、子ども、障がい者、高齢者といった対象者の属性や要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに制度を設けてきました。

しかしながら、核家族化が進むなど、かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方は変化し、近年、顕在化する8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどに代表される複雑で複合的な困りごとは、これまでの属性や分野別の支援では対応が難しくなっており、制度の狭間に落ち込んだ新たな課題が表面化しています。

地域福祉は、変革の時を迎えており、自治会や地縁の繋がりだけでなく地域のつながりや、属性や分野別の支援ではない地域を基盤とした包括的な支援が求められています。

一 計画の目的 一

「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、自治会や地縁の繋がりだけでない新たな地域のつながりや、属性や分野別の支援ではない地域を基盤とした包括的な支援を実現するため、13の活動（20ページ参照）に取り組んでいきます。

その中でも、「潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施」「重層的支援体制整備事業の推進」「地域における地域福祉の担い手育成と連携」「社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組」「災害支援ネットワークの構築」の5つの活動を重要な取組として位置づけています。

「潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施」「重層的支援体制整備事業の推進」では、ヤングケアラー、8050問題など複数の課題を抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、これまでの分野別の支援ではなく、分野および属性を問わない包括的な支援を行っていく体制を整備していきます。

また、住民からの相談を待つのではなく、相談に来ることができない住民の困りごとについて、アウトリーチを通じて吸い上げていきます。

「地域における地域福祉の担い手育成と連携」「社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組」では、農業や商工、環境などの福祉以外の分野の方々、福祉施設の職員などの福祉のプロフェッショナル、そして地域住民が交流しながら地域福祉の推進に向けて協議を進めていく、新たな地域のつながりを築いていきます。

また、民間企業や社会福祉法人の社会貢献活動を支援し、連携して、新たな組織間のつながりを構築していきます。

「災害支援ネットワークの構築」では、青梅市、災害時支援の担い手と共通の認識のもと、災害支援活動を実施するため、「災害時連携協議会」の設置、運営や、ボランティアセンター設置訓練を実施し、災害時支援におけるつながりの構築に努めていきます。

当協議会は、13の具体的な活動に取り組んでいくことを通じて、地域における新たなつながりの構築および地域住民への包括的な支援を実現していくため、「第六次青梅市地域福祉活動計画」を策定しました。

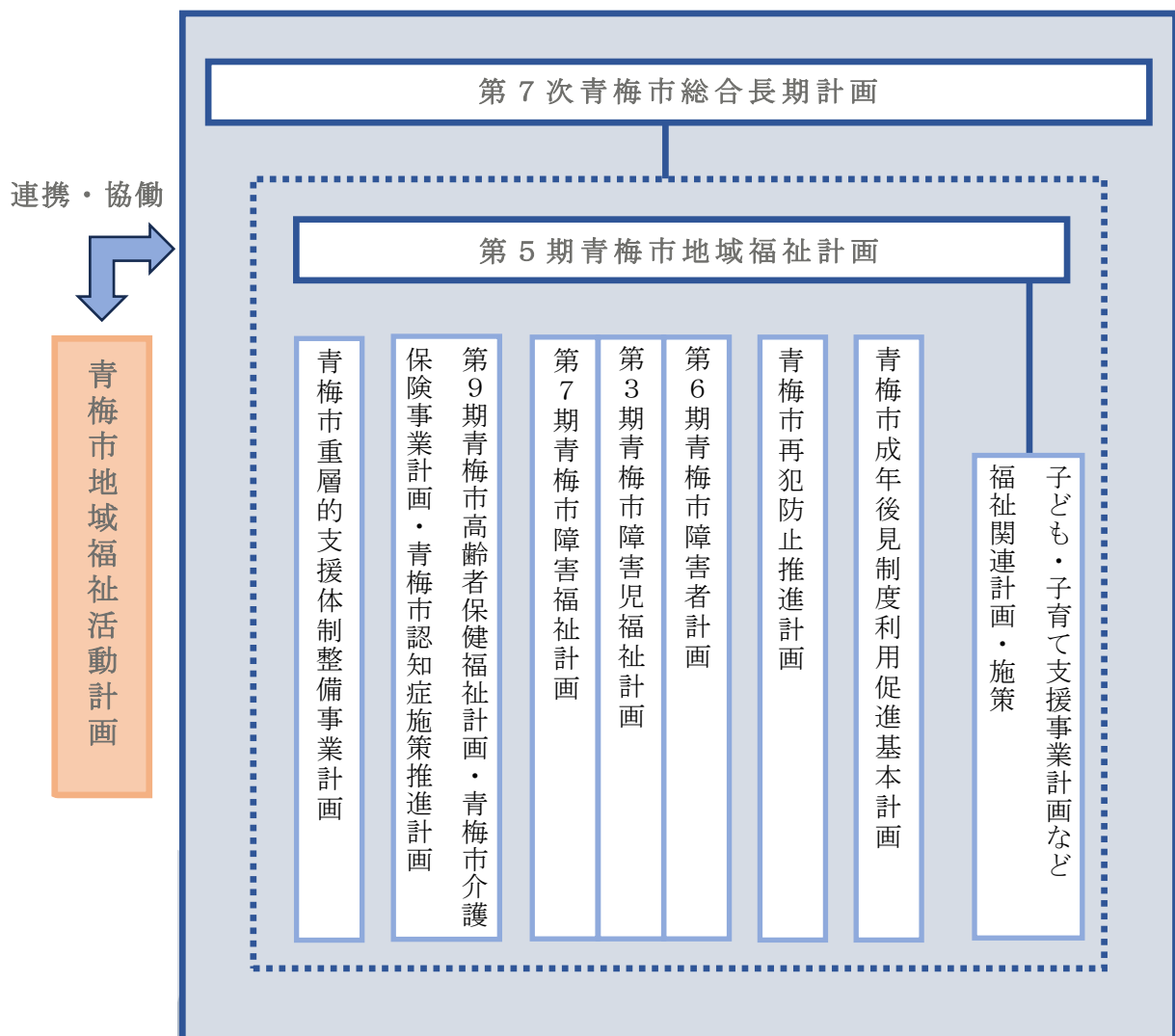
一 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である当協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

一方で、行政が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく公的な計画です。

「第六次青梅市地域福祉活動計画」と「第5期青梅市地域福祉計画」は、地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、共通の目的を有しています。

このため、両計画の実現に向けて、当協議会は、青梅市と連携・協働して地域福祉の推進に向けて活動していきます。



一 計画の期間 一

「第六次青梅市地域福祉活動計画」は、「第5期青梅市地域福祉計画」と計画期間を合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。

計画期間の前半が終了する令和8年度には、計画の中間評価を実施するとともに、計画の進捗状況に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を図っていきます。

	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
青梅市地域福祉活動計画 青梅市社会福祉協議会	第五次青梅市 地域福祉活動計画					第六次青梅市 地域福祉活動計画					
青梅市地域福祉計画 青梅市	第4期青梅市 地域福祉計画					第5期青梅市 地域福祉計画					

一 計画の策定体制一

1 青梅市地域福祉活動計画策定委員会の設置

「第六次青梅市地域福祉活動計画」は、「青梅市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」にもとづき、学識経験者や住民組織の代表など、様々な分野において活躍されている方々に委員を担っていただき、日頃の活動において培った見識から様々な御意見を頂戴し、計画に盛り込むべく委員会を開催してきました。



御岳交流センターで行った第2回青梅市地域福祉活動計画策定委員会の様子

2 職員によるワーキングチームの設置

当協議会職員（以下、「職員」という）による、1チーム3人で構成するワーキングチームを13チーム組織し、ワーキングチームごとに調査・研究し、計画期間における各取組の具体的な事項について協議しまとめました。

3 青梅市地域福祉計画策定に関する会議へ参加

「第六次青梅市地域福祉活動計画」と両輪をなす「第5期青梅市地域福祉計画」を策定する「青梅市地域共生会議」に、職員が参加し、地域福祉における様々な状況や意見について発言するとともに、両計画の整合性を図ることに努めてきました。

第2章

一本計画において解決を目指す 課題一

1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの必要性

- 日常生活に課題を抱えているすべての当事者が、自ら相談にくるわけではありません。支援の必要性を自覚していない、あるいは自覚していても様々な事情で支援の申し出ができない「見えない当事者」が存在することは、これまでの活動において多くの事例から把握してきました。
- これまで、当協議会では、青梅市民生児童委員合同協議会地区協議会に職員が参加し、地域の課題や個別の困りごとの情報収集に努めてきましたが、具体的な支援に繋がる事例は少なく、効果的なアウトリーチを行うことができていません。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」においては、具体的な支援に繋がるアウトリーチの仕組みを構築していく必要があります。
- そのためには、本人・家族が相談できる環境を作るとともに、民生委員、学校、地域包括支援センターなど様々な関係機関と連携して、困りごとを抱える方の情報を収集していくことが重要です。



2 地域における地域福祉の担い手育成と連携

- 安定的かつ継続的な地域福祉活動には、地域において活動の核となる住民との連携が必要となります。
- 一方で、地域に関心を持つ地域福祉活動の核となる人材は、簡単に発掘できるわけではありません。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」の取組においては、地域福祉活動を進めるため、「人」の力が欠かせないことから、活動の核になることができる人材を発掘するとともに、連携を図る必要があります。
- これまでのボランティアを募って実施していく活動だけでなく、プロボノを活用していくことや、企業による社会貢献活動と連携していくことなど、サービスの担い手と利用者が WinWin の関係を築いていくことが重要です。
- 住民のニーズをしっかりと評価し、プロセスを理論化して計画的に取り組むことが必要です。



3 地域ごとの福祉課題解決に向けた取組

●独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化により、福祉ニーズは複雑かつ多様化が進んでおり、公的サービスだけでは課題の解決が難しくなっています。

●「第六次青梅市地域福祉活動計画」においては、自らが暮らす地域の生活・福祉課題や困りごとを、地域の実情をよく知る住民自らが地域福祉活動に参加することで、地域課題の解決に向けた検討や、支え合いの輪を育て、「第六次青梅市地域福祉活動計画」の基本理念である「人と人がつながり、支え合い、だれもが安心していきいきと暮らせるまち」の地域づくりを進めていく協議体の組織化に向けて、取り組んでいく必要があります。

●市民センターごとに地域福祉推進委員会を組織し、地域ごとの生活課題や福祉課題のニーズを評価し、課題解決に向けて計画的に取り組むことが重要です。



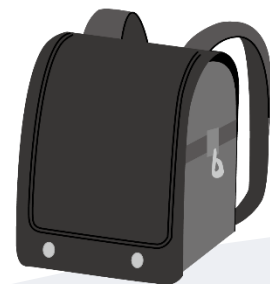
4 子育て世帯への支援の拡充や孤独・孤立対策事業への取組

●当協議会の事業は、高齢者を対象とした事業が多く、子育て世帯を対象とした事業や、ますます深刻化する社会的な孤独・孤立対策に係る事業に対する取組は少ない状況となっています。

●「第六次青梅市地域福祉活動計画」においては、子育て世帯や、青梅に暮らす若者が、「これからも青梅に住み続けたい」と思えるよう、子育て世帯や孤独・孤立で苦しんでいる方々を支援する事業を拡充する必要があります。

●子育て世帯支援では、子育てを支援する既存の団体と連携し、地域に不足する資源や機会を提供するほか、子育て世帯の経済的な支援として、ランドセル、ベビーカーなどのリユース事業が有効です。

●孤独・孤立対策では、インターネットを通じて情報を発信するほか、家族の相談を受ける仕組みづくりと、傾聴ボランティア団体などと連携して孤独・孤立の背景を把握し、個々に応じた支援をしていくことが有効です。



5 多文化共生社会の推進

- 少子高齢化に伴う人手不足問題などにより、国は外国人労働者の受け入れを拡大し、令和5年6月末時点で322万を超える在留外国人が日本で暮らしています。
- 当協議会においても、新型コロナウイルス感染症による休業・休職にともなう生活福祉資金特例貸付の申請受付期間に、多くの外国人が相談・申請に訪れたことから、困っている外国人が多く存在することを実感しています。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、外国人などマイノリティで生きづらさを抱えている方々を支援するほか、地域福祉の担い手としての活動を支援していく必要があります。
- 多文化共生を理解する住民や外国人をサポートする人材を増やしていくことが重要であり、様々な文化をもった方々が交流する機会を、提供していくことが重要です。



6 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会職員の人材育成

- 市町村社会福祉協議会は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する中心的な機関です。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、地域共生社会を実現させるため、国が推進する地域共生社会の理念を理解するとともに、この地域において何が必要であるのかを想像し、試行錯誤をしながら様々な課題に取り組んでいくことができる職員が必要です。
- 当協議会は、職員の教育を計画的に実施し、地域共生社会の実現に積極的に取り組む職員の育成を図っていきます。



7 大規模災害の対策

- 能登半島地震や東日本大震災、大型の台風や線状降水帯の発生による浸水、土砂災害、大雪および火山活動による災害など、日本において様々な災害が各地で起こっているほか、国から首都直下地震や南海トラフ巨大地震の被害想定が示されています。
- 災害が起こった場合、市区町村社会福祉協議会の役割は、異なる組織間を調整し、支援の力を被災者支援のために生かし、地元の住民主体による活動につなげていくことのほか、復興期における継続的な支援に繋げる取り組みを行っていくことです。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、日頃から「地域力」を高めることが重要であり、災害ボランティアセンター設置訓練の実施、災害ボランティアの育成および災害時に連携が必要な市や関係団体との関係強化を図る必要があります。
- 減災や生活再建のため、青梅市と連携を図るとともに、地域の防災力を高められるよう、職員の防災士資格の取得を推進することが重要です。



8 コロナ禍で顕在化した地域課題への取組

- 長引くコロナ禍により、孤立化と経済的困窮で苦しむ人が増えています。ひきこもり、8050問題、高齢者フレイルが顕著となるほか、社会的なつながりが切れてしまった住民も多く、これまで築き上げてきた関係性が危機を迎えています。
- コロナ禍における行動制限などによる休業、シフト減および雇止めなどにより多くの事業主や労働者が生活困窮に陥りました。
- 「第六次青梅市地域福祉活動計画」では、これらの深刻な問題に対して、地域の実情とニーズを具体的に把握し、新たな課題を市、住民および関係団体と共有しながら、課題解決に向けて連携していく必要があります。



第3章

—第六次青梅市地域福祉活動 計画が目指すもの—

1 計画の基本理念

「人と人がつながり、支え合い、だれもが安心していきいきと暮らせるまち」

2 計画の基本目標

- (1) 「声を出せない住民も取り残さない、みんなが支援を受けられるまち」
- (2) 「農業、商工、環境など分野を超えて協働する地域を基盤とした地域福祉の推進」
- (3) 「地域の活動を通じて、「人與人」「人と地域」が交流するまち」

3 SDG s について

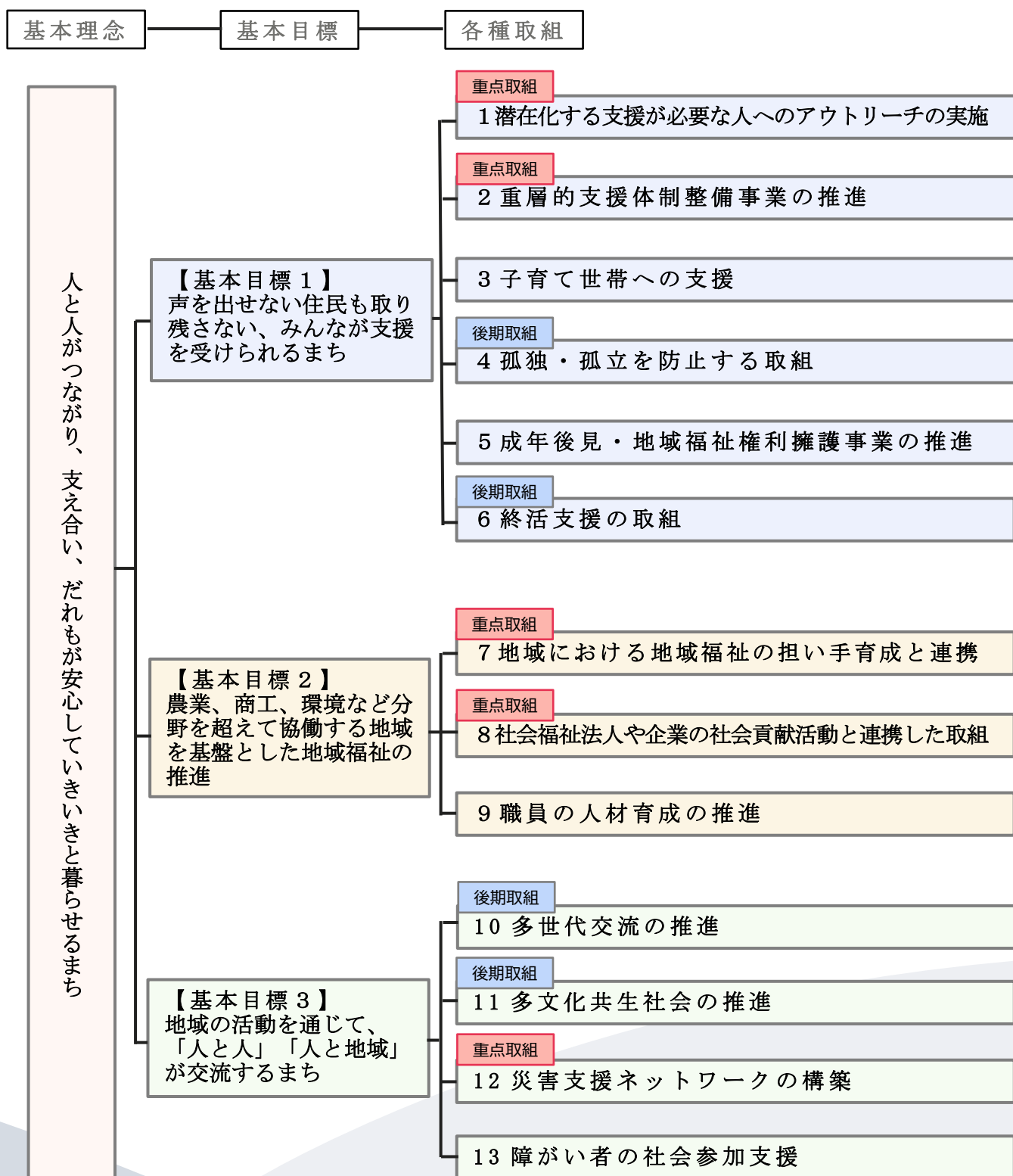
本計画は、「持続可能な地域づくり」を目指して、各取組に関連するSDG sのマークを表示しています。

本計画に基づく各取組においては、SDG sの目標を念頭に置き推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の体系



【子育て支援】

3 子育て世帯への支援	P 2 8 ~ 3 0
-------------	-------------

【障がい者支援】

13 障がい者の社会参加支援	P 5 3 ~ 5 4
----------------	-------------

【孤独・孤立対策】

4 孤独・孤立を防止する取組	P 3 1 ~ 3 2
----------------	-------------

【高齢者支援】

5 成年後見・地域福祉権利擁護事業の推進	P 3 3 ~ 3 5
----------------------	-------------

6 終活支援の取組	P 3 6 ~ 3 7
-----------	-------------

【在留外国人支援】

11 多文化共生社会の推進	P 4 8 ~ 4 9
---------------	-------------

【包括的支援】

1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施	P 2 2 ~ 2 4
---------------------------	-------------

2 重層的支援体制整備事業の推進	P 2 5 ~ 2 7
------------------	-------------

【地域づくり】

7 地域における地域福祉の担い手育成と連携	P 3 8 ~ 3 9
-----------------------	-------------

8 社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組	P 4 0 ~ 4 1
---------------------------	-------------

10 多世代交流の推進	P 4 5 ~ 4 7
-------------	-------------

【災害関係】

12 災害支援ネットワークの構築	P 5 0 ~ 5 2
------------------	-------------

【組織強化】

9 職員の人材育成の推進	P 4 2 ~ 4 4
--------------	-------------

—基本目標の実現に向けた取組—

基本目標 1

「声を出せない住民も取り残さない、みんなが支援を受けられるまち」

1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施【重点取組】

取組概要					
取組名称	潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの実施				
解決課題	1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの必要性				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性や地域住民が抱える生活課題、福祉課題を評価する地域アセスメントを実施する。 ○当社協と青梅市民生児童委員合同協議会が協働で実施する高齢者の生活実態を調査する「高齢者実態調査」を活用し、アウトリーチを行っていく。 ○地域の困りごとを把握する民生児童委員と連携したアウトリーチを行っていく。 ○「高齢者実態調査」において把握するひとり暮らし高齢者を対象に、支援・見守りの緊急度を評価したリスクアセスメントを実施する。 ○当協議会が実施する事業において、事業参加者から困りごと等の情報を収集してアウトリーチを行っていく。 ○市民センターや地域サロンなどにおいて、出張相談窓口を開催して、地域住民の相談を受ける。 ○市内福祉施設等と地域の課題や困りごとなどの情報共有を行い、連携したアウトリーチを行っていく。 ○様々な媒体を活用して、アウトリーチの取組について積極的に住民に周知していく。 ○電話や窓口で受けた相談について、職員間で情報を共有し、各職員の担当業務において必要に応じてアウトリーチを行っていく。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要 ○地域の課題の把握	概要	概要	概要	概要	概要
○様々な手段を活用したアウトリーチの実施					

		○福祉施設との連携強化			
		○ひとり暮らし高齢者のリスクアセスメントの実施			
行動目標 ○地域アセスメントの実施	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○ひとり暮らし高齢者のリスクアセスメントの実施準備		○ひとり暮らし高齢者のリスクアセスメントの実施			
○出張相談窓口の開催					
○高齢者実態調査を活用したアウトリーチ					
○職員間の情報共有体制整備	○職員間の情報共有				
		○福祉施設等と連携したアウトリーチ			
数値目標 ○地域アセスメント実施 5地区	数値目標 ○地域アセスメント実施 6地区	数値目標 ○地域アセスメント更新 5地区	数値目標 ○地域アセスメント更新 6地区	数値目標 ○地域アセスメント更新 5地区	数値目標 ○地域アセスメント更新 6地区
○出張相談窓口開催 5か所	○出張相談窓口開催 6か所	○出張相談窓口開催 11か所	○出張相談窓口開催 11か所	○出張相談窓口開催 11か所	○出張相談窓口開催 11か所

事業概要

地域アセスメントの実施 / 市民


- ①統計データ等の収集、②既存の地域資源のリストアップ、③民生委員、自治会、市民センター職員等との情報共有、④住民インタビューなどにより、地域アセスメントを実施する。
- 収集した情報をもとに地域アセスメントシートを作成する。

高齢者実態調査を活用したアウトリーチ / 市民

- 「高齢者実態調査」結果にもとづき、親族の有無、見守りの状況などを考慮し、支援や見守りなどの緊急性を評価するリスクアセスメントを実施する。
- 「高齢者実態調査」の未回答者、回答拒否者について、生活状況等の情報収集を行う。
- リスクアセスメント結果等にもとづき、必要に応じたアウトリーチを実施する。
- 8050世帯、ヤングケアラー、孤立世帯等についての情報を収集するため、「高齢者実態調査」の見直しを行う。

他事業と連携したアウトリーチ / 市民

- 他事業において、関係者、参加者から地域の情報、困りごとなどの情報収集に努め、必要に応じたアウトリーチを実施する。
- 情報収集は、「コミケア」「介護予防教室」「いきいきサービス」「生活サポーター」「学習サポート」「生活福祉資金貸付事業」「地域福祉権利擁護事業」「成年後

見制度推進事業」「ボランティア講座・活動」などにおいて行う。	
出張相談によるアウトリーチ / 市民	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が気軽に困りごとを相談することができるよう、各地域において相談窓口を開催する。 ○相談窓口は、地域サロン、高齢者クラブ活動場所、自治会館、福祉施設の他、関係団体の行事、市民センターの行事などに合わせて開催する。 	
福祉施設等と連携したアウトリーチ / 市民	
<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における福祉課題の情報共有や連携した支援の実現のため、市内の福祉施設、福祉団体などと意見交換を行っていく。 ○市内福祉施設、福祉団体との意見交換や連携した支援を通じて、連携体制を強化し、地域福祉の推進を目的とした組織間ネットワークづくりに取り組んでいく。 	
アウトリーチ活動の発信 / 市民	
○アウトリーチの取組を周知するため、ホームページ、リーフレット、SNS、おーチャンネル（YouTube）を活用して、住民、関係団体へ積極的に情報を発信していく。	
職員間の情報共有 / 職員	
<ul style="list-style-type: none"> ○各職員が受けた相談内容、支援した内容などの情報を、職員間において共有する体制を整備する。 ○共有した情報にもとづき、職員同士で協議し、必要に応じたアウトリーチを実施する。 	
その他	
連携団体	青梅市、青梅市民生児童委員合同協議会、青梅市自治会連合会、福祉施設、福祉団体等
SDGS	   

2 重層的支援体制整備事業の推進【重点取組】

取組概要					
取組名称	重層的支援体制整備事業の推進				
解決課題	1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの必要性 2 地域における地域福祉の担い手育成と連携 3 地域ごとの福祉課題解決に向けた取組 4 子育て世帯への支援の拡充や孤独・孤立対策事業への取組 8 コロナ禍で顕在化した地域課題への取組				
取組	○令和6年度より青梅市から重層的支援体制整備事業を受託し、次の事業について取り組んでいく。 ・「参加支援事業」（社会福祉法第106条の4第2項第2号）に取り組んでいく。 ・「地域づくり事業」（社会福祉法第106条の4第2項第3号）に取り組んでいく。 ・「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（社会福祉法第106条の4第2項第4号）に取り組んでいく。 ○「地域福祉コーディネーター」を配置し、地域の特性を踏まえた属性を問わない相談支援を行う。 ○重層的支援体制整備事業について、市民や関係機関等に周知する。 ○重層的支援体制整備事業の円滑な実施について、青梅市と協議していく。				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要 ○重層的支援体制整備事業受託	概要	概要	概要	概要	概要
行動目標 ○地域福祉コーディネーターの配置	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○参加支援事業の実施					
○地域づくり事業の実施					
○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施					
○事業の周知					
数値目標 ○地域福祉コーディネーターの配置 6名	数値目標 ○地域福祉コーディネーターの増員に向けて市と協議	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標

事業概要	
参加支援事業 / 市民	
<p>○既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対し、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。</p> <p>○利用者のニーズや課題などを把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。</p> <p>また、新たな社会資源への働きかけや既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作成する。</p> <p>○本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、フォローアップを行う。</p> <p>また、本人の受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合には、サポートをする。</p>	
地域づくり事業 / 市民	
<p>○地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所づくりを整備する。</p> <p>○地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせる。</p> <p>また、市町村の区域など、より広い圏域でコーディネートを行い、交流、参加、学びが生まれるよう働きかける。</p> <p>○多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。</p>	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 / 市民	
<p>○複合化・複雑化した課題を抱えていて、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。</p> <p>○各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中で、ニーズを抱える住民を発掘する。</p> <p>○本人と直接対面し、継続的な関わりを持てるよう、信頼関係の構築に向けた働きかけを行う。</p>	
地域福祉コーディネーターの配置 /	
<p>○「地域福祉コーディネーター」を配置する。</p> <p>○「地域福祉コーディネーター」は、地域福祉を支援するため、専門的な事例への対応、ネットワークづくり、地域資源の開発などを行う。</p>	
重層的支援体制整備事業の周知 / 市民	
<p>○ホームページ、リーフレット、SNS、YouTube チャンネル「おーチャンネル」で重層的支援体制整備事業の取組について、積極的に発信していく。</p>	
その他	
連携団体	青梅市、青梅市民生児童委員合同協議会、青梅市自治会連合会、福祉施設、福祉団体、地域サロン





コミケアの様子



サロン活動の様子

3 子育て世帯への支援

取組概要					
取組名称	子育て世帯への支援				
解決課題	4 子育て世帯への支援の拡充や孤独・孤立対策事業への取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援団体が実施する、家庭、学校以外の子ども達の居場所、「子ども第三の居場所」づくりを支援する ○妊婦が抱える孤独感、出産までの悩みや不安について話ができ交流する「マタニティサロン」を開催する。 ○プレパパ・パパが気軽に集い、相互交流や子育てへの不安、悩みを話せるコミュニティ、「パパサロン」づくりに取り組んでいく。 ○子育て世帯の経済的な支援として、ベビーベット、ランドセルなどの子育て用品のリユース事業を行う。 ○子育て世帯の経済的な支援として、子育て世帯を対象としたフードパントリー事業を行う。 ○妊婦・子育て世帯を対象に買い物支援を行う。 ○青梅市が実施する「新生児訪問」、「こんにちは赤ちゃん事業」と連携し、対象世帯へ事業の周知を行う。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要 ○リユース事業、 買い物支援、 フードパントリーの実施	概要	概要	概要	概要	概要
○第三の居場所 運営支援、各種 サロン準備	○第三の居場所 運営支援、各種 サロン実施				
行動目標 ○第三の居場所 の支援内容 協議	行動目標 ○第三の居場所 の支援	行動目標 →	行動目標 ○第三の居場所 支援内容評価	行動目標 ○第三の居場所 支援内容検討	行動目標 →
○リユース事業 の実施					
○買い物支援の 実施					
○フードパントリー の実施					
○マタニティサロン 開催準備	○マタニティ サロン開催				
○パパサロン 開催準備	○パパサロン 開催				

数値目標	数値目標 ○マタニティ サロン 1回開催	数値目標 ○マタニティ サロン 2回開催	数値目標 ○マタニティ サロン 3回開催	数値目標 ○マタニティ サロン 3回開催	数値目標
	○パパサロン 1回開催	○パパサロン 2回開催	○パパサロン 3回開催	○パパサロン 3回開催	
事業概要					
第三の居場所づくり / 市内小・中・高校生					
○子育て支援団体が行う、家庭、学校以外の子どもの「第三の居場所づくり」の継続的な事業実施などのため、事業の支援を行う。 ○市内子育て支援団体等と協働して、子どもの居場所づくりに取り組んでいく。					
マタニティサロンの開催 / 妊婦					
○妊婦が抱える孤独感、出産までの悩みや不安について、参加者同士でお互いに話ができるコミュニティ、「マタニティサロン」を開催する。 ○「マタニティサロン」において、参加者同士の親交を深め、サロン以外において助け合える関係作りにつながるよう定期的実施する。					
パパサロンの開催 / パパ、プレパパ					
○父親の育児支援を目的として、共通の悩みや心配事を持つパパ同士で交流し、子育ての悩みなどについて情報交換などができるコミュニティ、「パパサロン」を開催する。 ○「パパサロン」は、多くのパパに参加してもらえるよう、「パパ座談会」を開催し、パパの意見を聞きながら、パパの興味がある内容、参加したくなるイベントを設定し、開催する。					
子ども用品のリユース事業 / 子育て世帯					
○子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的に、ベビーベット、ランドセルなどの子ども用品のリユース事業を実施する。 ○リユース事業では、子どもの成長とともに使用しなくなった子ども用品の寄付を募り、子供用品を必要とする子育て世帯へ届けていく。					
フードパントリー事業 / 子育て世帯					
○子育て世帯の経済的な負担を軽減することなどを目的に、企業や個人で余剰となった食品を募り、子育て世帯に提供するフードパントリー事業を実施する。					
買い物支援事業 / 妊婦・子育て世帯					
○妊婦・子育て世帯を対象に、日常生活に必要な日用品の買い物を代行する買い物支援を実施する。					
その他					
連携団体	青梅市、子育て支援団体、企業、市民				
SDGs	 				

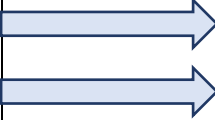
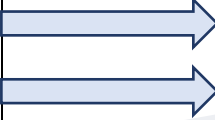




子ども 第三の居場所



フードパントリー

4 孤独・孤立を防止する取組【後期取組】

取組概要					
取組名称	孤独・孤立を防止する取り組み				
解決課題	4子育て世帯への支援の拡充や孤独・孤立対策事業への取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○他自治体における孤独、孤立防止に係る先進的な取組、事例について視察するなど、情報収集に努めるとともに、効果的な取組の方法について研究する。 ○孤独・孤立に関する住民調査を実施し、市内の孤独・孤立に係る現状について把握に努める。 ○効果的な取組方法の研究結果、住民調査の結果にもとづき、孤独・孤立を防止する取組みの考え方、取組内容についてまとめた「孤独・孤立を防止するガイドライン」を作成する。 ○孤食の解消を目的に、どなたでも食べることができる食堂、「みんなの食堂」を開催する。 ○傾聴ボランティア団体と連携して、ひきこもりの悩みを抱えるご家族への相談窓口を開設し、ひきこもり家族を支援する。 ○「孤独・孤立を防止するガイドライン」にもとづき、孤独・孤立の防止を目的に、講演会を開催する。 ○インターネットを活用して、対象者や家族へ情報を発信する。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要	概要	概要	概要 ○先進事例の調査 ○現状の調査	概要  ○ガイドラインの作成	概要 ○相談窓口開設 ○講演会の実施
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 計画期間後期（R9）からの取組 </div>					
行動目標	行動目標	行動目標	行動目標 ○先進的な取組の視察 ○住民調査実施	行動目標  ○ガイドラインの作成 ○みんなの食堂開催	行動目標 ○ひきこもり家族の相談窓口開設 ○講演会の実施

数値目標	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標 ○みんなの食堂 開催 2回	数値目標 ○みんなの食堂 開催 5回 ○講演会実施 1回
事業概要					
孤独・孤立に関する住民調査の実施 / 市民					
<p>○孤独・孤立に関する住民調査を実施し、市内における孤独・孤立に係る現状を把握する。</p> <p>○住民調査の方法については、青梅市、青梅市民生児童委員合同協議会と協議して決定していく。</p>					
みんなの食堂の開催 / 市民					
<p>○孤食の解消を目的に、地域のサロン、市民センターなどで、どなたでも安価で食事ができる「みんなの食堂」を開催する。</p> <p>○「みんなの食堂」の開催にあわせて、孤独・孤立に係る相談窓口を開設する。</p>					
ひきこもりの悩みを抱えるご家族への相談窓口の開設 / ひきこもりの悩みを抱えるご家族					
<p>○どなたでも気軽に相談ができるよう、ホームページにおいて、相談受付フォームを活用した相談窓口を開設する。</p> <p>○「みんなの食堂」のほか、講演会、交流会の開催などの機会にあわせて、相談窓口を設け相談を受け付ける。</p> <p>○必要に応じて、傾聴ボランティアと連携した相談会を開催する。</p>					
講演会の開催 / 市民					
○ひきこもりの悩みを抱えるご家族、市民を対象に、専門家による孤独、孤立に関する講演会を開催する。					
インターネットを通じた情報発信 / 青梅市民全体					
○ホームページ、SNS、LINEなどを活用して、講演会や交流会の開催、「みんなの食堂」の開催などの情報を、対象者、対象者のいる世帯へ発信していく。					
その他					
連携団体	青梅市、他自治体、他社会福祉協議会、傾聴ボランティア団体、青梅商工会議所、ハローワーク、その他支援団体				
SDGs	 				

5 成年後見・地域福祉権利擁護事業の推進

取組概要					
取組名称	成年後見・地域福祉権利擁護事業の推進				
解決課題	2地域における地域福祉の担い手育成と連携				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護が必要な方が成年後見制度、地域福祉権利擁護事業を適切に利用できるよう市民講座を開催し、制度について周知する。 ○福祉施設相談員、ケアマネジャーなどの福祉関係者を対象として、権利擁護支援についての意識を浸透させるよう支援者向けの講座を開催する。 ○後見人を受任している親族、後見人の受任を考えている方を対象として、安心、適切な後見業務に取り組めるよう「親族後見人連絡会」を開催する。 ○専門家による成年後見制度、遺言・相続、権利侵害等についての相談を実施する。 ○市民後見人の養成について、青梅市と協議を進めるとともに、専門職と連携して「市民後見人養成講座」を実施していく。 				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要 ○各講座準備	概要 ○各講座の実施	概要	概要	概要	概要
○親族後見人連絡会準備	○親族後見人連絡会実施				
○市民後見人の養成					
行動目標 ○市民講座の実施	行動目標	行動目標 ○市民講座の実施、アンケート調査	行動目標 ○市民講座の実施	行動目標	行動目標 ○市民講座の実施、アンケート調査
○支援者向け講座の実施		○支援者向け講座の実施、アンケート調査	○支援者向け講座の実施		○支援者向け講座の実施、アンケート調査
○親族後見人連絡会の準備	○親族後見人連絡会の実施	○親族後見人連絡会の実施、アンケート調査	○親族後見人連絡会の実施		○親族後見人連絡会の実施、アンケート調査
○市民後見人入門講座開催		○市民後見人養成基礎講座開催	○市民後見人養成上級講座開催	○市民後見人養成基礎講座開催	○市民後見人養成上級講座開催
				○市民後見人登録	

数値目標 ○市民講座開催 1回	数値目標 ○市民講座開催 2回	数値目標 →	数値目標 ○市民講座開催 3回	数値目標 →	数値目標 →
○支援者講座 開催 1回	○支援者講座 開催 2回	→	○支援者講座 開催 3回	→	→
	○連絡会開催 1回	→	○連絡会開催 2回	→	→
○市民後見人 入門講座開催 1回	○市民後見人 入門講座開催 1回	○市民後見人 養成基礎講座 開催 1回	○市民後見人 養成上級講座 開催 1回	○市民後見人 養成基礎講座 開催 1回	○市民後見人 養成上級講座 開催 1回

事業概要

市民講座 / 市民

- 支援が必要な方々、その親族が、自身の状況に合わせて情報を得られるよう具体的な内容の講座を開催する。
- 講座の内容は、「障がい者の親亡き後」「精神疾患」など、親族などが直面する具体的な状況を取り上げた内容とする。

支援者向け講座 / 福祉関係者

- 支援が必要な方の早期発見、福祉関係者による適切な支援が行われるよう支援者向けの講座を開催する。
- 講座の内容は、「意思決定支援」、「権利擁護」など、支援に有効な知識について取り上げた内容とする。

親族後見人連絡会 / 親族後見人の受任者、後見人の受任予定者

- 後見人を受任している親族、後見人の受任を考えている方が、安心して後見業務に取り組めるよう、親族後見人同士の意見交換、専門職へ相談できる機会を提供する。

福祉専門相談 / 市民

- 成年後見制度、遺言・相続、権利侵害等について、弁護士が無料で相談に応じ、制度利用について相談者に必要な助言を行う。

市民後見人の養成 / 市民

- 青梅市と市民後見人の養成について協議を行う。
- 市民後見人の養成を目的に、「市民後見人養成基礎講座」、「市民後見人養成上級講座」を開催する。
- 市民後見人の登録は、「市民後見人養成基礎講座」、「市民後見人養成上級講座」を修了した者とする。

その他

連携団体 青梅市、弁護士、司法書士、社会福祉士、福祉関係者

SDGS






市民講座



福祉専門相談

6 終活支援の取組【後期取組】

取組概要					
取組名称	終活支援の取組				
解決課題	1 潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチの必要性 3 地域ごとの福祉課題解決に向けた取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○住民ニーズを把握するため、高齢者実態調査結果において「ひとり暮らし高齢者」の対象となった方に、アンケート調査を実施する。 ○親族がいない市内在住の高齢者などが、安心した生活が送れるよう、訪問などを行って安否確認を行う。 ○親族がいない市内在住の高齢者などに、入院が必要となった際に、円滑な入退院ができるよう、入退院の手続き、支払いについて代行する。 ○親族がいない市内在住の高齢者などが、退院後の生活が困難な状況にある場合に、生活を支援するため家事支援を行う。 ○推定相続人がいない市内在住の高齢者などを対象に、生前に本人と確認した意思にもとづき、死後の手続き支援を行う。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要	概要	概要	概要 ○ニーズの把握	概要 ○事業の検討	概要 ○事業の実施
計画期間後期（R9）からの取組					
行動目標	行動目標	行動目標	行動目標 ○住民調査実施 ○先進社協視察	行動目標 ○要綱の策定	行動目標 ○生前安否確認の実施 ○入退院時の手続き支援実施 ○退院後の家事支援実施 ○死後手続き支援実施
数値目標	数値目標	数値目標	数値目標 ○視察件数2件	数値目標	数値目標 ○契約件数3件


事業概要	
住民調査 / 高齢者実態調査結果で「ひとり暮らし高齢者」の対象者	
○住民ニーズに合った事業とするため、高齢者実態調査結果において「ひとり暮らし高齢者」の対象となった方に、終活支援に係るアンケートを実施し、住民ニーズ調査を実施する。	
生前の安否確認 / 市内在住の高齢者で身近に親族がいない方	
○親族がいない高齢者、親族が遠方において支援が受けられない高齢者などに対し、電話、訪問による安否確認を行う。	
入退院支援 / 市内在住の高齢者で身近に親族がいない方	
○親族がいない高齢者、親族が遠方において支援が受けられない高齢者などに対し、入退院時の付き添い、入院時の入院セットのお届け、指定連絡先への連絡、入院費の支払いの代行を行う。	
退院後の家事支援 / 市内在住の高齢者で身近に親族がいない方	
○親族がいない高齢者、親族が遠方において支援が受けられない高齢者などに対し、退院後の家事支援を行う。	
死後の手続き支援 / 市内在住の高齢者で推定相続人がいない方	
○死後の手続き支援においては、死後事務委任契約や遺言書作成に伴う専門家の紹介、逝去後の葬儀・埋葬について、事前に利用希望者が契約した業者への連絡・支払の代行を行う。	
○対象者については、利用希望者に戸籍照会をしていただき、推定相続人がいない高齢者とする。また、契約能力については、自身で戸籍照会を行うことができるかどうかを一つの判断材料とする。	
○死後の手続き支援は、公正証書遺言の作成を前提とする。	
その他	
連携団体	青梅市、弁護士、司法書士、社会福祉士、葬儀社、病院
SDGS	 3 すべての人に健康と福祉を

基本目標 2

「農業、商工、環境など分野を超えて協働する地域を基盤とした地域福祉の推進」



7 地域における地域福祉の担い手育成と連携【重点取組】

取組概要					
取組名称	地域における地域福祉の担い手育成と連携				
解決課題	3地域ごとの福祉課題解決に向けた取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○支会を単位に、各地域の課題について、地域住民、民生児童委員、福祉施設職員、農業、商工、環境および教育分野の関係者などの委員で協議し、解決に向け活動する「地域福祉推進委員会」の組織づくりを支援する。 ○地域福祉の担い手として、プロボノ（職業上のスキルや経験を生かして取り組む社会貢献活動）を活用する。 ○小学生、中学生、高校生によるボランティア活動、地域貢献活動を推進し、将来の地域福祉の担い手として育成していく。 				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要 ○地域福祉推進委員会準備	概要 →	概要 ○地域福祉推進委員会設置	概要 →	概要	概要
○地域貢献活動の推進、プロボノ研究	→	○地域貢献活動の推進、プロボノ活用	→		
行動目標 ○住民座談会の実施	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○地域アセスメントの実施	→				
○地域福祉推進委員会設置の先進社協視察	→	○地域福祉推進委員の検討 ○モデル地区の検討	○モデル地区に地域福祉推進委員会を設置	→	
○学生とボランティア活動、地域貢献活動のコーディネート	→				
○プロボノ事例の研究	○プロボノ事例の視察	○プロボノの活用	→		
数値目標 ○住民座談会開催 1地域	数値目標 ○住民座談会開催 2地域	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標
○学生コーディネート 70人	→				

			○地域福祉推進 委員会設置 1か所	○地域福祉推進 委員会設置 2か所	○地域福祉推進 委員会設置 3か所
事業概要					
地域福祉推進委員会の組織化 / 各地域住民					
<p>○地域の生活、福祉課題について、地域の方々が自ら協議し、課題解決に向けて活動を行っていく「地域福祉推進委員会」の組織作りを支援する。</p> <p>○「地域福祉推進委員会」は、地域住民、民生児童委員、福祉施設職員、農業、商工および環境の分野の関係者などを委員として、各支会における障がい者、高齢者、子育て世代などの暮らしの困りごとのほか、地域活動などの課題の解決に向けた取り組みを行う。</p> <p>○「地域福祉推進委員会」は、地域住民と福祉施設職員などの専門家が交流する機能を持ち、支会単位で組織する。</p> <p>○「地域福祉推進委員会」の運営は、当協議会が事務局を担い、委員会を支援する。</p> <p>○「地域福祉推進委員会」は、地域包括支援センターが運営する第2層協議体と連携し、福祉課題の解決に向けて活動する。</p> <p>○当協議会は、住民座談会を支会ごとに開催し、住民と様々な分野の方々との意見交換を通じ、「地域福祉推進委員会」の組織づくりを支援していく。</p> <p>○「地域福祉推進委員会」の組織づくりは、住民座談会、地域アセスメントを通じ、モデルとなる支会を選定し、先行して組織づくりに取り組む。</p> <p>○モデルとなる支会での組織づくりの支援におけるノウハウ、経験を参考として、他の支会での組織づくりに取り組んでいく。</p>					
学生による地域貢献活動 / 小学生、中学生、高校生					
<p>○地域福祉、地域活動などの担い手を育成することを目的に、小学生、中学生および高校生の地域貢献活動、ボランティア活動を推進する。</p> <p>○保育園、福祉施設などと連携して、小学生、中学生、高校生が夏休み期間を利用して、ボランティア活動体験をコーディネートする。</p>					
プロボノの活用 / 各分野の専門家					
<p>○プロボノの活用事例を研究するとともに、活用事例のある団体などへ視察を行い、当協議会において活用できるプロボノを検討する。</p> <p>○当協議会が実施する事業継続のため、プロボノを活用していく。</p>					
その他					
連携団体	青梅市、地域住民、青梅市民生児童委員合同協議会、福祉施設、ボランティア団体、青梅市自治会連合会、障がい者団体、地域包括支援センター				
SDGs					

8 社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組【重点取組】

取組概要					
取組名称	社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携した取組				
解決課題	3地域ごとの福祉課題解決に向けた取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市内企業などが行う社会貢献活動について調査を行い、活動内容に応じた支援を行っていく。 ○市内企業などが行う社会貢献活動を支援するため、広報誌「お元気ですか」、YouTube「おーチャンネル」を活用して、広く市民へ周知する。 ○市内のコンビニ、スーパー等と連携し、フードドライブ事業を実施する。 ○市内の福祉施設、企業等と連携し、車いすステーション事業を実施する。 ○市内社会福祉法人と地域の福祉課題を共有し、福祉課題の解決に向けた連携事業などについて協議する「社会福祉法人ネットワーク会議」を設置する。 				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要	概要	概要	概要	概要	概要
○企業の社会貢献活動支援	→				
○企業の社会貢献事業等準備	→	○企業の社会貢献事業開始	→		
○社会福祉法人ネットワーク会議の準備	→		○社会福祉法人ネットワーク会議の開催	→	
行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○企業の社会貢献活動の支援	→				
○フードドライブ事業の準備	→	○フードドライブ事業の実施	→		
○車いすステーション事業の準備	→	○車いすステーション事業の実施	→		
○社会福祉法人ネットワーク会議の準備	→		○社会福祉法人ネットワーク会議の開催	→	
数値目標	数値目標	数値目標	数値目標 ○社会福祉法人ネットワーク会議の開催 1回	数値目標 ○社会福祉法人ネットワーク会議の開催 2回	数値目標 ○社会福祉法人ネットワーク会議の開催 3回
事業概要					
企業などの社会貢献活動支援 / 企業など					
○企業などが行う地域貢献活動について、市内における現状を調査し、結果にもと					

<p>づき支援を行っていく。</p> <p>○市内企業などが行う地域貢献活動を支援するため、広報誌「お元気ですか」、YouTube チャンネル「おーチャンネル」に、企業が取り組む地域貢献活動を紹介し、多くの市民に周知する。</p>	
<p>フードドライブ事業 / コンビニ、スーパーなど</p> <p>○コンビニ、スーパー等と連携し、家庭で余っている食品を集めるフードドライブ事業を実施する。</p> <p>○集めた食品は、子育て世帯、子ども食堂、生活困窮者支援団体および福祉施設等に寄付する。</p>	
<p>車いすステーション事業 / 福祉施設、自動車メーカー</p> <p>○市内福祉施設などと連携し、市内に車いすの貸出拠点を複数設置し、市民が身近な福祉施設等で借りることができる車いすステーション事業を実施する。</p> <p>○福祉用具販売店などと連携し、貸出拠点で貸し出す車いすの整備を行い、安全性を確保する。</p>	
<p>社会福祉法人ネットワーク会議 / 市内社会福祉法人</p> <p>○「社会福祉法人ネットワーク会議」を定期的開催し、各地域の福祉課題を共有するほか、解決に向けて協議する。</p> <p>○「社会福祉法人ネットワーク会議」の協議にもとづき、各地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉法人と連携して取り組んでいく。</p>	
<p>その他</p>	
連携団体	青梅市、社会福祉法人、市内企業、青梅商工会議所
SDGS	 



社会福祉法人ネットワーク会議



青梅ボランティア・市民活動センター公式チャンネル

おーチャンネル

 YouTube



9 職員の人材育成の推進

取組概要					
取組名称	職員の人材育成				
解決課題	6 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会職員の人材育成				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人研修、管理職研修などの職層別研修、コミュニケーション、チームマネジメント研修、専門的な技術や知識を学ぶ専門研修など、職員に必要な研修を定めた研修計画を策定し、すべての職員が計画的に研修を受講していく。 ○ 各職員が受けた相談や支援などについて、定例的に事例検討会を開催し、職員で意見を出しあい、各職員の意見や経験を全体に共有し、職員の育成を行っていく。 ○ 各事業の担当者は、不在時や人事異動の際に、滞りなく事務を継承するため、担当する事業の事務処理マニュアルを作成する。 ○ 各職員が、自身の担当する事業や業務について、他の職員に相互に研修を行い、広く社協の事業や業務を理解し合う。 ○ 職員の心身の健康のため、ストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者については専門家による面談を実施していく。 ○ 福祉関係の資格取得に係る費用の負担、試験日の勤務を免除するなど、職員の資格取得を推奨する。 ○ 市内福祉施設、他の社会福祉協議会に職員の研修派遣を行い、福祉の現場、他市社協のノウハウについて学び、職員を育成する。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
概要 ○ ストレスチェック、事例検討会の実施	概要	概要	概要	概要	概要
○ 制度設計等	○ 研修受講、資格推奨制度の運用				
		○ 研修派遣に係る調整		○ 研修派遣の実施	

行動目標 ○ストレスチェックの実施	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○事例検討会の実施					
○研修計画制定	○研修計画にもとづく研修受講				
○資格取得に係る支援要綱の制定	○資格取得奨励制度の運用				
○事務処理マニュアルの作成		○職員相互の研修会			
		○研修派遣に係る調整		○研修派遣	
数値目標 ○事例検討会の実施 6回	数値目標 ○事例検討会の実施 12回	数値目標 ○資格取得 1名	数値目標	数値目標 ○資格取得 1名	数値目標 ○研修派遣 1名

事業概要

事例検討会の実施 / 職員

- 各職員が受けた相談、実施した支援の内容について協議する「事例検討会」を毎月開催する。
- 「事例検討会」では、各事例について、各職員が意見を出し合い検討を行う。
- 「事例検討会」を通じて、知識や経験を共有することで、職員の育成につなげていく。

職員の資格取得奨励制度の創設 / 職員


- 職員が福祉関係の資格を取得することを支援するため、新たに資格取得奨励の制度を創設する。
- 対象とする資格、資格取得に係る費用の取扱い、試験日等の勤務の扱いなどを定めた要綱を制定する。
- 制度要綱にもとづき、職員の資格取得について奨励し、人材育成を図っていく。

計画的な職員研修 / 職員

- 職層および勤続年数に応じて受講する必修研修、業務に係る専門研修、希望により受講する選択研修について、職員が受講する時期などを定めた「職員研修計画」を制定する。
- 「職員研修計画」にもとづき、計画的に職員の研修受講を進め、職員の人材育成を行っていく。

職員の研修派遣 / 職員

- 市内福祉施設に職員を派遣し、福祉現場の体験を通じて、社協の職員としての見識を広めていく。
- 職員の人材育成のため、他の社会福祉協議会に職員を派遣し、他社協の事業、ノウハウなどを学び、社協の職員としての見識を広めていく。
- 派遣研修期間は、1か月から1年の期間とし、受け入れ先団体との調整において

<p>決定していく。</p> <p>○派遣研修を終了した職員は、派遣先において経験し、学んだことを他の職員と共有するとともに、業務改善に努めていく。</p> <p>○多くの職員を研修に派遣し、様々な組織を知ることで、前例踏襲ではなく改善を重ねていく職場の風土を作っていく。</p>	
<p>ストレスチェックの実施および専門家への面談 / 職員</p>	
<p>○職員が自身のストレスを可視化して把握できるよう、ストレスチェックを年に1回実施する。</p> <p>○高ストレス者が専門家による面談を受けることができるよう整備を行っていく。</p> <p>○職員の心身の健康を確保することで、継続的な人材育成を図っていく。</p>	
<p>職員相互の研修会 / 職員</p>	
<p>○相互に自身が担当する業務について研修を行い合うことで、社協の事業全般を理解した職員を育成していく。</p> <p>○お互いの業務を理解し、事業間連携を促進するとともに、各職員の知識、経験を共有して職員の人材育成を行っていく。</p>	
<p>その他</p>	
<p>連携団体</p>	<p>青梅市、東京都社会福祉協議会、市内福祉施設、他社会福祉協議会</p>
<p>SDGS</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も</p>

基本目標3

「地域の活動を通じて、「人與人」「人と地域」が交流するまち」

10 多世代交流の推進【後期取組】

取組概要					
取組名称	多世代交流の推進				
解決課題	3 地域ごとの福祉課題解決に向けた取組 7 大規模災害の対策 8 コロナ禍で顕在化した地域課題への取組				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの知育と高齢者の脳トレとして遊ぶことができるおもちゃ「アクティビティイ」を使った「多世代交流サロン」を、子育て支援団体と協働して開催する。 ○多世代交流を目的に、どなたでも食事ができる食堂、「みんなの食堂」を開催する。 ○学生のボランティア体験を、市内の保育園、福祉施設などにおいて行うことを通じて、多世代交流の機会を作っていく。 ○福祉祭りである「お～ちゃんフェスタ」に、ボランティア団体、障がい者団体、福祉施設・団体、企業等の参加を促し、参加者同士が交流する機会を作っていく。 ○市内小学校、児童、PTA、民生児童委員、警察、自治会など地域の方々と連携した「防災マップづくり」を通じて、多世代交流を図っていく。 ○学童保育所、児童、PTA、民生児童委員、警察、自治会など地域の方々と連携した「防災さんぽ」などを通じて、多世代交流を図っていく。 				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要	概要	概要	概要 ○事業実施 ○事業準備	概要 ○事業実施 ○事業準備	概要 ○事業の実施
一部、計画期間後期（R9）からの取組					

行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○お～ちゃん フェスタ開催					
○学生とボラン ティアのコー ディネート					
○防災マップづ くりの実施					
			○防災さんぼ の実施		
			○みんなの食堂 準備	○みんなの食堂 開催	
			○多世代交流 サロンの準備		○多世代交流 サロンの実施
数値目標	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標
○学生コーデ ィネット70人					
○防災マップ 実施 1回					
			○防災さんぼ 実施 1回	○防災さんぼ 実施 2回	○防災さんぼ 実施 3回
				○みんなの食堂 開催 2回	○みんなの食堂 開催 5回
					○多世代交流 サロン開催 2回

事業概要

多世代交流サロンの開催 / 子ども～高齢者



- 子どもの知育、高齢者の脳トレとして遊ぶことができる「アクティビティイ」を活用して、子ども、保護者、高齢者などの多世代と一緒に遊ぶことができる「多世代交流サロン」を開催する。
- 「多世代交流サロン」では、親子、孫と祖父母に加えて、地域の子どもの親世代、高齢者が「アクティビティイ」を使って遊びながら、多世代と一緒に過ごすことを通じて、地域内における多世代のつながりを作り、深めていく。

みんなの食堂 / 市民

- 多世代の交流を目的に、地域のサロン、市民センターなどで、どなたでも安価で食事ができる「みんなの食堂」を開催する。
- 「みんなの食堂」では、利用者同士の交流が進むように、テーブル配置の工夫、職員が会話に入るなど、交流が生まれる仕組みづくりを行う。

夏体験ボランティア / 子ども～大学生等

- 小中高校、大学生等が夏休み期間を利用して、保育園、福祉施設などで、ボランティア体験を行う「夏体験ボランティア」を実施する。
- ボランティア体験を通じて、園児や保育士、福祉施設職員などとの多世代交流を図る。

お～ちゃんフェスタ / 市民	
<p>○ボランティア団体や障がい者団体、福祉施設・団体、市内企業などの出店者、舞台出演者、来場される市民など、様々な世代、属性の方々が交流する「お～ちゃんフェスタ」を開催する。</p> <p>○計画段階において、青梅ボランティア・市民活動センター運営委員会のほか、様々な団体から意見を募り、多くの世代、属性の方々が参加することができるイベントにしていく。</p>	
「防災マップづくり」 / 子ども～高齢者	
<p>○市内小学校と連携し、児童、PTA、民生児童委員、警察、自治会など地域の方々が一緒に地域を歩きながら、通学路において危険な場所、災害時に危険な場所などを地図に表記する「防災マップづくり」を実施する。</p> <p>○多世代の地域住民と一緒に歩きながら作成する「防災マップづくり」を通じて、地域における多世代交流を推進する。</p>	
「防災さんぽ」 / 子ども～高齢者	
<p>○市内小学校の学童保育所と連携し、児童と地域の方々が一緒に地域を歩きながら、通学路において危険な場所、災害時に危険な場所などを確認する「防災さんぽ」を実施する。</p> <p>○児童と地域の方々が一緒にさんぽをする「防災さんぽ」を通じて、地域における多世代交流を推進する。</p>	
その他	
連携団体	青梅市、子育て支援団体、保育園、福祉施設、障がい者団体、市内企業、PTA、青梅市民生児童委員合同協議会、青梅市自治会連合会、警察、学童保育所
SDGS	 






夏体験ボランティア



防災マップづくり






11 多文化共生社会の推進【後期取組】

取組概要					
取組名称	多文化共生社会の推進				
解決課題	5 多文化共生社会の推進				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人住民、外国人支援者を対象に、青梅市と連携して防災講座を実施する。 ○様々な国の食文化、芸能などを楽しみながら、国籍の違う人同士の交流を通じて、互いに多文化共生への理解を深める「多文化交流会」を実施する。 ○外国人が安心して生活していくために、生活上の困りごとなどについて相談できる窓口を設置する。 ○多文化共生社会の推進を目的に、専門家による市民向け「多文化共生講座」を開催する。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要	概要	概要	概要 ○事業の検討	概要 ○事業の実施	概要 →
計画期間後期（R9）からの取組					
行動目標	行動目標	行動目標	行動目標 ○相談窓口設置 ○防災講座準備 ○交流会準備 ○多文化共生講座準備	行動目標 ○防災講座実施 ○交流会実施 ○多文化共生講座実施	行動目標 → → → →
数値目標	数値目標	数値目標	数値目標	数値目標 ○防災講座開催 1回 ○交流会実施 1回 ○多文化共生講座実施 1回	数値目標 ○防災講座開催 2回 ○交流会実施 2回 ○多文化共生講座実施 1回
事業概要					
防災講座の開催 / 外国人住民					
○青梅市、国際交流団体と連携して、外国人住民を対象に、防災講座を開催する。					
多文化交流会の開催 / 外国人、市民					
○様々な国籍、地域の参加者が、料理、食事マナーなどの食文化、踊り、歌などの芸能などを互いに楽しみながら体験し、体験を通じて互いの文化を理解し合い、多文化共生への理解を深める交流会を実施する。					
相談窓口の設置 / 外国人住民					
○外国人住民の生活を支援することを目的に、外国人住民が生活の中で困っていること、課題などについて、相談することができる相談窓口を設置する。					

多文化共生講座の開催 / 市民	
○市民を対象に、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会について、理解を深めることを目的に、専門家による「多文化共生講座」を開催する。	
その他	
連携団体	青梅市、外国人支援団体、国際友好協会、国際交流広場実行委員会
SDGS	  

12 災害支援ネットワークの構築【重点取組】

取組概要					
取組名称	災害支援ネットワークの構築				
解決課題	7大規模災害の対策				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア養成講座を開催し、大規模災害時の被災者支援の担い手を養成する。 ○青年会議所、福祉施設、NPO、ボランティア団体および企業などの連携団体と災害時被災者支援連携協定を締結する。 ○災害ボランティアセンターの役割である「関係機関との連絡調整」「被災者ニーズの把握」「ボランティア活動支援」「被災者への情報発信」などの具体的な活動について、連携団体と協議を行う「災害時連携協議会」を設置する。 ○「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の内容を見直し、連携団体と共有する。 ○「災害ボランティアセンター運営マニュアル」にもとづき、災害ボランティアセンター設置訓練を実施する。 ○大規模災害時における市民の避難行動について、青梅市、青梅市自治会連合会および市内福祉施設などから情報収集を行う。 				
取組目標					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
概要	概要	概要	概要	概要	概要
○災害時における被災者支援の担い手育成	→				
○災害時連携団体の募集	→				
		○災害時連携団体との連携	→		
行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標	行動目標
○災害ボランティア養成講座の開催	→				
○災害時被災者支援連携協定の締結	→				
○市民の避難行動の情報収集	→				
○災害ボランティアセンター運営マニュアルの改定	→				
○災害ボランティアセンター設置訓練の実施	→				

○災害時連携協議会の設立準備		○災害時連携協議会の開催			
数値目標 ○災害ボランティア養成講座開催 1回	数値目標 ○災害ボランティア養成講座開催 2回	数値目標 ○災害時連携協議会開催 1回 ○災害ボランティアセンター設置訓練実施 1回	数値目標 ○災害時連携協議会開催 2回	数値目標	数値目標
					
					
					

事業概要

災害ボランティア養成講座 / 市民

- 市民を対象とした災害ボランティア養成講座を実施し、災害時における共助の担い手を養成する。
- 災害ボランティア養成講座の受講者には、意欲を維持していくため、定期的にフォローアップ講座を実施する。
- 災害ボランティア養成講座の受講者には、意向を確認した上で、大規模災害時の被災者支援の担い手として名簿登録する。

災害時被災者支援連携協定 / NPO、ボランティア団体、企業など

- 大規模災害時、青年会議所、福祉施設、NPO、ボランティア団体および企業などと連携し被災者支援を実施するため、各団体と「災害時被災者支援連携協定」を締結する。
- 「災害時被災者支援連携協定」の締結にあたっては、災害ボランティアセンターの設置、運営における連携か、被災者支援における連携かを確認して「災害時被災者支援連携協定」を締結する。

災害時連携連絡会の設置 / 連携団体


- 「災害時被災者支援連携協定」を締結した団体で構成する「災害時連携連絡会」を設置する。
- 「災害時連携協議会」では、「関係機関との連絡調整」「被災者ニーズの把握」「被災世帯調査」「ボランティアの募集」「ボランティア活動調整」「支援活動に必要な資源の調達」「被災者への情報発信」「被災者支援」などについて、具体的な対処方法について協議する。

災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂 /

- 「災害時連携協議会」での協議内容、「災害ボランティアセンター設置訓練」などの評価にもとづき、PDCA サイクルを実施しながら有事の際に備え「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の改訂を随時行っていく。
- 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」は、青梅市、関係団体と共有する。

災害ボランティアセンター設置訓練 / 連携団体等

- 「災害ボランティアセンター運営マニュアル」にもとづき、連携団体と連携した

<p>「災害ボランティアセンター設置訓練」を定期的実施する。</p> <p>○「災害ボランティアセンター設置訓練」の実施を通じて、災害時における具体的な被災者支援活動について、連携団体と確認するとともに共有する。</p>	
<p>関係団体からの情報収集 / 青梅市、青梅市自治会連合会、市内福祉施設など</p> <p>○大規模災害時における市の避難所に係る情報、福祉施設入居者の避難方法、自治会の防災訓練の実施状況などについて、青梅市、青梅市自治会連合会および市内福祉施設などから情報収集を行う。</p>	
<p>その他</p>	
<p>連携団体</p>	<p>青梅市、青梅青年会議所、青梅市自治会連合会、市内福祉施設、災害時連携団体、市内企業</p>
<p>SDGs</p>	






総合防災訓練



災害ボランティア養成講座

13 障がい者の社会参加支援

取組概要					
取組名称	障がい者の社会参加支援				
解決課題	2地域における地域福祉の担い手育成と連携				
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の工賃向上を目的に、市内や近隣の企業と連携して、障がい者就労支援事業所が製作する物品の販路拡大を支援するため、販売会を実施する。 ○依頼にもとづき手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の意思疎通の支援を行う。 ○障がい者就労支援事業所の事業を市民や企業等に周知するため、福祉祭りの「お～ちゃんフェスタ」への出店について、障がい者就労支援事業所に案内していく。 				
取組目標					
R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
概要 ○販売会の準備	概要 →	概要 販売会の開催	概要 →	概要 →	概要 →
行動目標 ○手話通訳者の派遣	行動目標 →	行動目標 →	行動目標 →	行動目標 →	行動目標 →
○お～ちゃんフェスタへの出店	→	→	→	→	→
○障がい者就労支援事業所、市内企業との協議・調整	→	○障がい者就労支援事業所製作の物品販売会の実施	→	→	→
数値目標	数値目標	数値目標 ○販売会の開催 1回	数値目標 ○販売会の開催 2回	数値目標 ○販売会の開催 3回	数値目標 ○販売会の開催 3回
事業概要					
障がい者就労支援事業所が製作する物品販売会の開催／障がい者就労支援事業所、企業					
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者就労支援事業所、市内企業と連携して、障がい者就労支援事業所が製作する物品の販売会を開催する。 ○障がい者就労支援事業所が製作する物品の販路拡大を支援し、障がい者の工賃向上に寄与する。 					
意思疎通支援事業 / 障がい者					
<ul style="list-style-type: none"> ○依頼にもとづき、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する。 ○聴覚障がい者のコミュニケーションの支援を通じて、障がい者の社会参加を支援する。 					
お～ちゃんフェスタへの出店 / 障がい者就労支援事業所					
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者就労支援事業所が、多くの市民が来場する福祉祭りの「お～ちゃんフェスタ」に出店し、事業について広く市民に周知する。 ○障がい者の就労について、広く市民に周知し、関心を持つ市民や企業等を増やし 					

ていくことを通じて、障がい者の社会参加を支援する。	
その他	
連携団体	青梅市、障がい者就労支援事業所、市内企業
SDGS	  



お〜ちゃんフェスタ
舞台発表



お〜ちゃんフェスタ
模擬店

第4章

—計画の推進に向けて—

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、学識経験者のほか、民生児童委員合同協議会や自治会連合会の代表者、また、社会福祉団体やボランティア・NPO法人の関係者等で構成する新たな「地域福祉活動計画推進委員会（えがお・つながるプランおうめ推進委員会、以下「委員会」という。）」を設置します。

委員会は、年2～3回の頻度で開催し、各年度における各種事業の実施状況等について報告し、専門的な知見から助言をいただくなど、達成状況の検証、評価を行い、本計画の推進を図っていきます。

また、適時、職員ワーキングチームによる課題の改善等、事業の点検を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルと呼ばれるPlan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のサイクルを実施し、検証していくことが重要であります。

本計画においては、委員会における各種事業の検証結果を踏まえ、計画期間（令和6年度から11年度）の中間年度である令和8年度に必要な見直しを行い、さらなる本計画の推進を図っていきます。

また、市の「第5期地域福祉計画」との整合性を図るとともに、国や東京都の動向にも注視していきます。



PDCA サイクル

第5章 一 発展・強化の取組一

1 自主財源について

当協議会の運営にあたっては、青梅市や東京都社会福祉協議会からの補助金や委託料のほか、自動販売機設置による収益事業により賄っています。

こうした中、近年の経済や環境など、社会情勢の変化から当協議会を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、各種事業の中止など、大きな影響を受けました。

会員数については、令和3年の時点で、平成29年と比較し、正会員は約2,200人減少しています。

自主財源となる会費についても、令和4年は、平成30年と比較して、71万円余減っており、減少傾向にあります。

また、寄付金は、大口の寄付を除くと、会費同様、減少傾向は続いています。

今後、地域共生社会の実現のため、当協議会が果たす役割は、大きなものがあり、人材とともに安定した財源の確保など、組織基盤を強化することが重要であります。

このため、今後は、次のとおり取り組むことで、財源の確保に努めていきます。

- 1 会員については、主に広報紙「お元気ですか」やホームページにより募集していますが、新たにリニューアルしたホームページやSNS（おーチャンネル）などを活用し、多くの方に当協議会を知っていただけるよう努めていきます。
- 2 会費や寄付金については、福祉団体や地域住民の方々などに積極的に呼びかけるほか、新たにホームページや広報紙「お元気ですか」といった媒体を活用した取組について、検討していきます。
- 3 自主財源の確保については、広報紙「お元気ですか」への広告掲載や市内事業者に対する寄付型自動販売機設置の依頼などを図っていきます。このほか、ファンドレイジングや遺贈についても、研究していきます。

【資料】

1 青梅市社会福祉協議会会員数 (各年度末現在)

年 度	正会員	賛助会員	団体会員
平成 29 年	25,129	40	140
30	24,073	38	139
31(令和元)	23,390	31	132
2	23,580	32	138
3	22,858	38	139

資料：青梅市の統計

2 青梅市社会福祉協議会会費 (各年度年現在)

年 度	金額 (円)	前年度増減
平成 30 年	6,281,324	△ 206,676
31(令和元)	6,172,960	△ 108,364
2	6,080,940	△ 92,020
3	5,924,770	△ 156,170
4	5,571,257	△ 353,513

資料：青梅市社会福祉協議会

3 青梅市社会福祉協議会寄付金 (各年度末現在)

年 度	金額 (円)	前年度増減	備考
平成 30 年	3,855,851	△ 1,549,708	
31(令和元)	6,945,234	3,089,383	大口寄付あり
2	5,205,189	△ 1,740,045	
3	5,906,771	701,582	大口寄付あり
4	3,172,337	△ 2,734,434	

資料：青梅市社会福祉協議会

4 歳末助け合い運動 (各年度末現在)

年 度	金額 (円)	前年度増減
平成 30 年	6,980,344	△ 372,054
31(令和元)	6,751,944	△ 228,400
2	6,234,057	△ 517,887
3	5,868,149	△ 365,908
4	5,625,735	△ 242,414

資料：青梅市社会福祉協議会

5 収益事業(飲料自動販売機手数料) (各年度末現在)

年度	金額(円)	前年度増減
平成30年	614,299	30,267
31(令和元)	591,995	△22,304
2	632,830	40,835
3	427,898	△204,932
4	485,705	57,807

資料：青梅市社会福祉協議会

募金の活用事例(令和4年度)

例1 コミケア ※新規事業

脳トレ、体力測定などの体のケアや、一人暮らしの方同士がコミュニケーションを図れるイベントを開催しました。

《参加者数 延94名》



例2 高齢者介護予防教室

認知症予防講座、ふれあいダーツ体験教室などを開催しました。

《参加者数 延130名》



例3 いきいきサービス

協力員を派遣し、高齢者や障がいがある方の掃除や洗濯、買い物などの支援を実施しました。

《援助数 延2,235回》



例4 車いすの無料貸出

歩行困難な方の一時利用について、車いすを無料でお貸ししました。

《貸出件数 259件》



2 コンプライアンスの遵守

職員の服務規律について、当協議会では、業務の円滑な運営を図るため、法令の遵守のほか、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、「就業規則（以下「規則」という。）」において定めています。

セクハラ、その他のハラスメント行為等については、令和4年4月に同「規則の一部改正」を行い、第5節「懲戒等」の規定において、明文化するとともに、合わせて「職員懲戒審査委員会規程」を制定するなど、適正化を図っています。

また、個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」のほか、当協議会が保有、管理する情報資産の機密性などを確保するため、令和5年7月「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティ対策を講じています。

今後は、さらなる職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、「行動指針」や「倫理要領」の策定について、検討していきます。

3 働きやすい職場環境づくり

職員が働きやすい環境整備については、これまで「就業規則」や「育児・介護休暇等に関する規則」を整備するほか、互助会等による福利厚生事業を実施するなど、取り組んできました。

令和5年度は、「休暇の手引き」の配布、毎週火・金曜日「ノー残業デー」の設定のほか、メンタルチェックを実施するなど、ワーク・ライフ・バランスの実践に努めています。

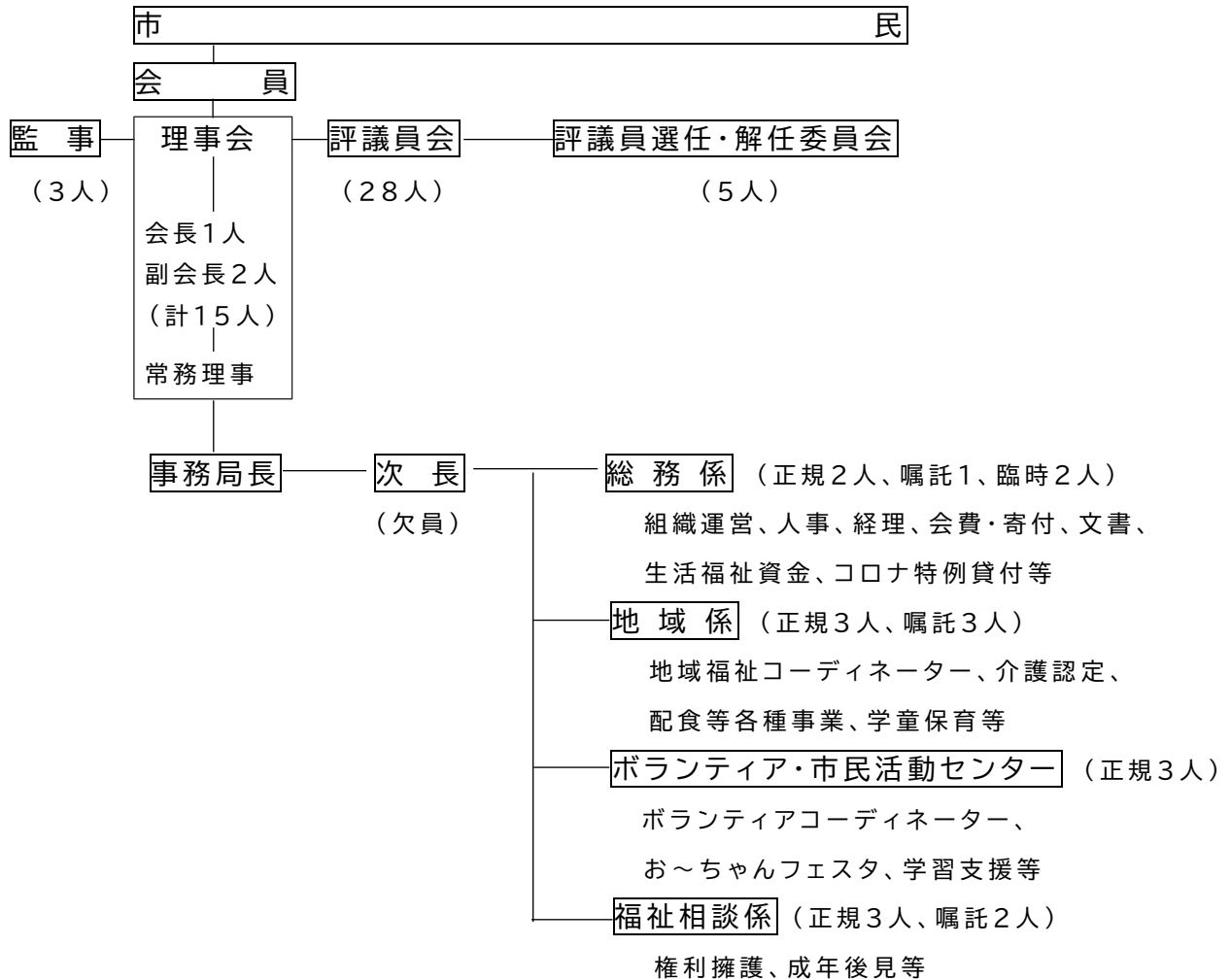
今後は、職員の人材育成とともに資質向上を図るため、本計画期間において、資格取得助成の創設など、「職員研修計画」の策定に取り組んでいきます。

また、「次世代育成支援対策推進法」などの規定に基づき、男性職員の育休取得促進を図るなど、「一般事業主行動計画」を策定していきます。

このほか、職員の状況に応じた在宅勤務のあり方や効率的な業務を図るため、DXへの取組や目標設定について、検討していきます。

【参考】

事務局組織図(令和6年4月1日現在)



※このほか、学童指導員(正規・臨時)、権利擁護事業生活支援員、介護保険認定調査員(非常勤職員)在籍

4 災害への備え

市等の防災訓練への参加のほか、ヘルメットや非常持ち出し袋の配備するほか、感染症を含めた災害時における円滑な業務遂行を図るため、BCP(業務継続計画)の策定について、検討していきます。

5 環境等への取組

当協議会では、これまで、ごみの分別のほか、クールビス・ウォームビズや保有自動車等の適正な運行など、環境に配慮した取り組みを実践してきました。

青梅市では、令和4年度を「脱炭素元年」して、地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

当協議会においても、この取組に賛同するとともに、また、令和5年度からは、「昼休みの事務室消灯」など、新たな取組を開始しました。

本計画において、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、各種事業を実施していくこととしています。

また、「緑のカーテン」や学童保育所におけるエコキャップの取組などについて検討していきます。

6 事務所の移転

青梅市では、東青梅1丁目地内における市民ホールを含む文化複合施設等の整備事業に取り組んでいます。

このため、当協議会は、令和8年度を目途に移転することとなりました。移転候補地は、青梅市東青梅5丁目22番地の2、旧青梅ゆりかご第二保育園の跡地であります。

今後、円滑に移転できるよう、青梅市と協議を進めるとともに、関連団体等に周知していきます。



7 法人化60周年

当協議会は、昭和37年に設立され、昭和41年に法人資格を取得以来、令和8年に法人化60周年を迎えます。

今後、記念誌の発行など、60周年の取組について検討していきます。

～あゆみ～

年	西暦	出来事
昭和37年	1962年	青梅市社会福祉協議会創立
昭和41年	1966年	法人格取得
昭和50年	1975年	第1回青梅市社会福祉大会開催
昭和58年	1983年	青梅市福祉センターへ事務局移転
昭和59年	1984年	ボランティアセンター開設
平成6年	1994年	地域福祉活動計画（第一次）の策定
平成7年	1995年	福祉大会とボランティアまつりを統合し、“総合福祉まつり”を実施
平成12年	2000年	地域福祉権利擁護事業本格スタート 地域福祉活動計画（第二次）の策定
平成17年	2005年	青梅市ふれあい公社と統合し、在宅福祉サービスを実施 青梅市ボランティア市民活動センター設立 地域福祉活動計画（第三次）の策定
平成18年	2006年	権利擁護センターおうめ開設
平成19年	2007年	青梅のふくしキャラクター“お～ちゃん”誕生
平成23年	2011年	地域福祉活動計画（第四次）の策定（東日本大震災の発生により策定期間を延長）
平成24年	2012年	青梅市民ふくし祭から「お～ちゃんフェスタ」に名称変更
平成28年	2016年	法人化50周年
平成30年	2018年	成年後見・権利擁護センターおうめに名称変更
平成31年	2019年	地域福祉活動計画（第五次）の策定（市地域福祉計画と計画年度の整合性を図る）
令和3年	2021年	YouTubeで「お～チャンネル」開設

— 資料編 —

1 国および東京都等の動向

(1) 国の動向

国は、平成28年「日本一億総活躍プラン」において、「子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを示しました。

その後、令和2年6月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、相談支援、参加支援および地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備を掲げ、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築の一つとして、取り組んでいくこととしています。

このほか、国は「孤独・孤立対策の重点計画」や「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。

(2) 東京都の動向

東京都は、令和3年度から8年度まで6年間を計画期間とする「第二期地域福祉支援計画」を策定しています。

地域共生社会の実現に向けては、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することとしており、地域福祉推進のための施策の方向性として、①地域での包括的な支援体制づくり、②誰もが安心して地域で暮らせる社会、③地域福祉を支える基盤を強化の3つのテーマを掲げています。

(3) 青梅市の動向

青梅市は、令和6年度から11年度まで6年間を計画期間とする「地域福祉総合計画」を策定します。

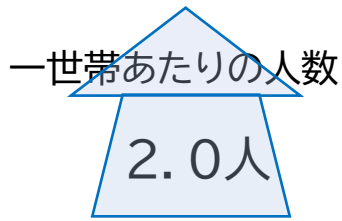
これまでの「地域福祉計画」に加え、高齢者、介護保険および障害者に関する各種計画のほか、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」や「成年後見制度利用促進基本計画」等を策定します。

福祉共通理念は、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」であります。

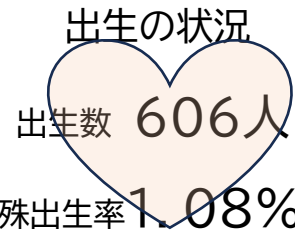
2 青梅市の現状等(データ集)

～数字で見る青梅市～	65
(1) 青梅市の人口の状況	66
(2) 地区別人口と世帯の状況	66
(3) 65歳以上人口と高齢化率の状況	67
(4) 後期高齢者(75歳以上)の状況	67
(5) 世帯の家族類型(ひとり親家庭)の状況	67
(6) 外国人在留者の状況	68
(7) 合計特殊出生率・出生の状況	68
(8) 介護保険被保険者数および要介護認定の状況	68
(9) 地域サロンの状況	69
(10) 権利擁護・成年後見活用あんしん生活創造事業の状況	69
(11) 生活保護世帯・人員および保護率の状況	69
(12) 障害者の状況	70
(13) 子どもの居場所の設置状況	70
(14) ボランティア・市民活動団体の状況	71
(15) 学童保育所の状況	71
(16) 民生児童委員の状況	71
(17) 高齢者クラブの状況	72
(18) 自治会の加入状況	72
(19) シルバー人材センターの状況	72
(20) 社会福祉施設およびNPO法人の状況	73
(21) 詐欺被害の発生状況	73

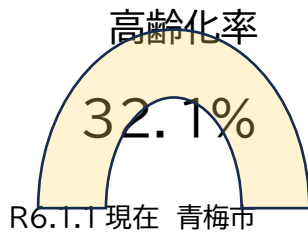
～数字で見る青梅市～



R4.1.1 現在 青梅市の統計

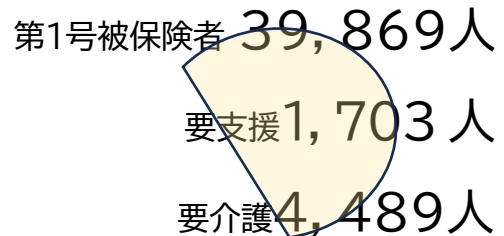


R3.1.1 現在 青梅市の統計、都人口動態調査

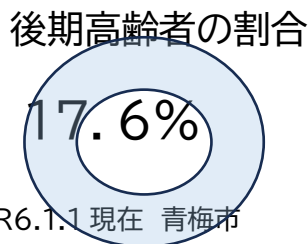


R6.1.1 現在 青梅市

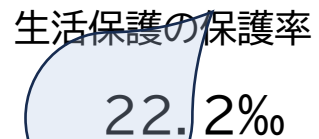
介護認定の状況



R4.3.31 現在 青梅市行政報告書

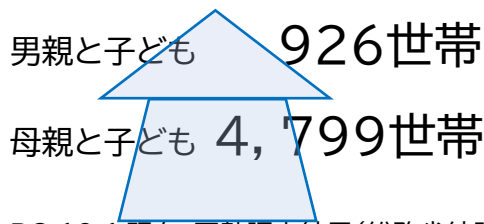


R6.1.1 現在 青梅市



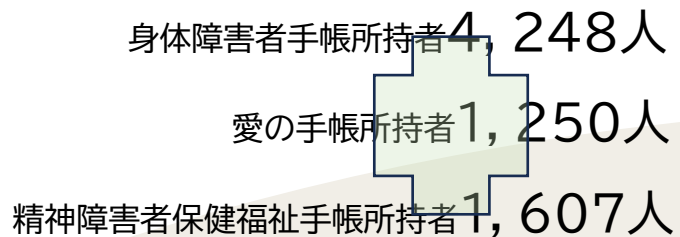
R4.3.31 現在 青梅市の統計

ひとり親家庭の世帯数



R2.10.1 現在 国勢調査結果(総務省統計局)

障がい者の人数



R4.3.31 現在 青梅市の統計



R4.1.1 現在 青梅市の統計

(1) 青梅市の人口の状況

(各年1月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する 増加率 (%)	1世帯 当たりの 人口 (人)
		総数	男	女		
平成30	62,882	135,248	67,954	67,294	△ 0.54	2.2
31(令和元)	63,142	134,086	67,393	66,693	△ 0.86	2.1
2	63,432	133,032	66,794	66,238	△ 0.79	2.1
3	63,894	132,145	66,357	65,788	△ 0.67	2.1
4	64,324	131,124	65,846	65,278	△ 0.77	2.0

資料：青梅市の統計

(2) 地区別人口と世帯の状況

(各年1月1日現在)

年次 地区	令和2年		令和3年		令和4年	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
総数	133,032	63,432	132,145	63,894	131,124	64,324
青梅	10,388	4,998	10,263	5,024	10,095	5,024
長淵	20,289	9,593	20,044	9,619	19,786	9,658
大門	21,132	9,392	21,320	9,611	21,352	9,750
東青梅	15,425	7,933	15,394	8,015	15,250	8,014
新町	20,513	9,429	20,450	9,516	20,446	9,647
河辺	15,430	7,921	15,259	7,974	15,129	8,045
今井	11,052	5,107	10,909	5,098	10,858	5,166
梅郷	10,291	4,671	10,183	4,684	10,082	4,717
沢井	3,331	1,570	3,298	1,589	3,215	1,571
小曾木	3,521	1,949	3,433	1,915	3,347	1,896
成木	1,660	869	1,592	849	1,564	836

資料：青梅市の統計

(3) 65歳以上人口と高齢化率の状況

(各年1月1日現在)

年次	人口			65歳以上人口			高齢化率(%)
		男	女		男	女	
令和2	133,032	66,794	66,238	40,228	18,147	22,081	30.2
令和3	132,145	66,357	65,788	40,708	18,392	22,316	30.8
令和4	131,124	65,846	65,278	41,077	18,569	22,508	31.3
令和5	130,274	65,420	64,854	41,252	18,672	22,580	31.7
令和6	129,468	65,036	64,432	41,547	18,833	22,714	32.1

資料：青梅市

(4) 後期高齢者(75歳以上)の状況

(各年1月1日現在)

年次	人口			75歳以上人口			人口に占める割合(%)
		男	女		男	女	
令和2	133,032	66,794	66,238	20,100	8,318	11,782	15.1
令和3	132,145	66,357	65,788	20,391	8,451	11,940	15.4
令和4	131,124	65,846	65,278	20,768	8,594	12,174	15.8
令和5	130,274	65,420	64,854	21,778	9,077	12,701	16.7
令和6	129,468	65,036	64,432	22,830	9,553	13,277	17.6

資料：青梅市

(5) 世帯の家族類型(ひとり親家庭)の状況

(各年10月1日現在)

年次	一般世帯	男親と子どもからなる世帯	母親と子どもからなる世帯
平成22	52,352	886	4,077
27	54,196	915	4,506
令和2	56,354	926	4,799

資料：国勢調査結果(総務省統計局)

(6) 外国人在留者の状況

(各年1月1日現在)

年次	総数	韓国	中国	アメリカ	フィリピン	ドイツ	その他
平成30	1,775	205	343	57	416	6	748
31(令和元)	1,877	211	363	63	416	6	818
2	1,955	206	355	63	427	2	902
3	1,986	198	346	57	454	2	929
4	2,037	194	318	63	443	1	1,018

資料：青梅市の統計

(7) 合計特殊出生率・出生の状況

年次	出生 (人)	合計特殊出生率 (%)
平成29	777	1.22
30	669	1.08
31(令和元)	681	1.16
2	631	1.10
3	606	1.08

資料：青梅市の統計、東京都人口動態調査

※合計特殊出生率は、各年1月1日現在

(8) 介護保険被保険者数および要介護認定の状況

(各年度末現在)

年度	第1号被 保険者数	要介護認定者数							計
		要支援		要介護					
		1	2	1	2	3	4	5	
平成30	38,202	804	875	1,035	895	814	910	655	5,988
31 (令和元)	38,802	890	850	1,053	953	823	892	654	6,115
2	39,362	869	769	1,082	975	843	1,013	698	6,249
3	39,601	887	799	1,161	964	888	1,052	694	6,445
4	39,869	917	786	1,237	944	842	1,001	698	6,425

資料：青梅市行政報告書

(9) 地域サロンの状況

(各年度末現在)

年 度	開設数	開催回数	延べ 参加人数	備 考
令和 3	3	39	90	月2回または月4回実施
4	4	127	510	同上

資料：青梅市

注：令和元年度は、7月22日から9月30日まで、高齢者の健康増進のため、「梅っこサロン」と名付けた自由に集まって過ごせる場所を市内3か所に開設した。

(10) 権利擁護・成年後見活用あんしん生活創造事業の状況

(各年度末現在)

年 度	成年後見活用あんしん生活創造事業		地域福祉権利擁護事業		
	法人後見 受任件数	相談件数	契約者数	相談件数	援助件数
平成30	9	33	67	94	4,957
31(令和元)	12	9	65	89	5,117
2	14	31	45	84	3,951
3	18	47	29	35	2,354
4	14	369	20	15	1,160

資料：青梅市社会福祉協議会

注：R4 成年後見の相談件数は、延べ数

(11) 生活保護世帯・人員および保護率の状況

(各年度末現在)

年 度	世 帯 数		人 員		保護率(%)
	世帯数	月平均	人 員	月平均	
平成 29	24,865	2,072	34,274	2,856.2	21.3
30	25,423	2,119	34,680	2,890.0	21.5
31(令和元)	25,631	2,136	34,810	2,900.8	21.8
2	25,923	2,160	34,843	2,903.6	21.9
3	26,406	2,201	34,890	2,907.5	22.2

資料：青梅市の統計

(12) 障害者の状況

(各年度末現在)

年度	総数	身体障害者手帳					愛の手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳
		肢体不自由	聴覚・ 平衡機能障害	視覚障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	内部障害		
平成 29	4,424	2,151	358	457	41	1,417	1,082	1,249
30	4,354	2,073	358	461	41	1,421	1,126	1,353
31(令和元)	4,350	2,036	375	466	39	1,434	1,197	1,439
2	4,307	2,004	385	441	42	1,435	1,227	1,496
3	4,248	1,956	393	429	37	1,433	1,250	1,607

資料：青梅市の統計

注：障害者数は、各手帳を所持している方の数

(13) 子どもの居場所の設置状況

(各年度末現在)

年度	私立 保育園	認定 こども 園・ 地域型 保育 事業所	青梅 市 学童 保育 所	民間 学童 保育 所	幼稚 園・ 幼児 園	放課 後 子ども 教室	子育て 支援 団体 (NPO)	子ども 食堂	子育て 広場	子育て 支援 センター
平成 31(令和元)	30	1	18	2	6	16	4	2	16	1
2	32	2	18	2	6	16	5	2	16	1
3	32	3	18	3	6	16	7	2	17	1
4	32	10	18	3	7	16	7	4	17	1
5	31	9	18	3	4	16	7	10	17	1

資料：青梅市行政報告書、内閣府 NPO ホームページ、子ども食堂連絡会

(14) ボランティア・市民活動団体の状況

(各年度末現在)

年次	登録団体数	会員数	備考
平成30	74	4,305	会員数の多い団体から登録辞退あり
31(令和元)	70	3,510	
2	70	3,524	
3	68	1,911	
4	68	1,857	

資料：青梅市社会福祉協議会

(15) 学童保育所の状況

(各年度末現在)

年度	施設数	児童数			指導員数
		定員	月平均登録人数	出席延人数	
平成29年	19	1,462	1,325	242,215	53
30	19	1,465	1,316	242,545	48
31(令和元)	19	1,558	1,320	234,666	41
2	19	1,558	1,288	194,021	37
3	19	1,546	1,265	215,444	35

資料：青梅市の統計

(16) 民生児童委員の状況

(各年度末現在)

年度	民生委員数	訪問回数	活動日数
平成30	145	46,221	25,312
31(R元)	144	41,558	24,363
2	144	48,805	20,021
3	145	48,455	22,081
4	131	44,640	23,250

資料：東京都福祉統計年報

(17) 高齢者クラブの状況

(各年度末現在)

年 度	クラブ数	会員数
平成 30	54	5,978
31(R 元)	53	5,667
2	53	5,456
3	52	5,009
4	49	4,422

資料：東京都福祉統計年報

(18) 自治会の加入状況

(各年4月1日現在)

年 次	世帯数	加入世帯	加入率(%)
平成31(令和元)	63,188	25,040	39.63
2	63,547	24,211	38.10
3	64,034	23,330	36.43
4	64,386	22,480	34.91
5	64,789	21,695	33.49

資料：青梅市

(19) シルバー人材センターの状況

(各年度末現在)

年 度	会員数	就業実人員	就業率(%)	受注件数	就業延人員	契約金額(千円)
平成 29 年	1,204	857	71.2	4,288	83,328	421,110
30	1,180	832	70.5	4,555	83,724	421,149
31(令和元)	1,154	820	71.1	4,561	81,184	420,975
2	1,140	771	67.6	4,422	77,603	403,768
3	1,119	794	71.0	4,555	77,553	398,736

資料：青梅市の統計

(20) 社会福祉施設および NPO 法人の状況

(各年 1 月 1 日現在)

年次	社会福祉施設	NPO 法人
平成 30	98	33
31(令和元)	97	33
2	95	36
3	98	39
4	100	40

資料：社会福祉施設等調査(厚生労働省)、東京都生活文化スポーツ局

注：社会福祉施設数は、各年10月1日現在

(21) 詐欺被害の発生状況

年	件数	被害額(円)
平成 30	17	22,148,998
31(令和元)	18	21,922,460
2	14	30,789,621
3	13	14,014,468
4	10	22,683,000

資料：青梅市ホームページ

3 第五次(平成31年度～令和5年度)青梅市地域福祉活動計画の評価

(1) 各種事業の項目

ア	連絡・調整事業	75
イ	広報事業 広報誌「お元気ですか」の発行	75
ウ	広報事業「声の広報」	76
エ	ホームページ運営事業	76
オ	組織強化事業	76
カ	福祉団体等助成事業	76
キ	ささえあい活動助成事業	76
ク	戦没者追悼式助成事業	77
ケ	緊急援護事業	77
コ	収益事業	77
サ	生活福祉資金貸付事業	77
シ	調査・研究・企画事業 高齢者調査	78
ス	おせち料理事業	78
セ	敬老事業 青梅市敬老会	78
ソ	敬老事業 敬老訪問	78
タ	高齢者見舞品事業	79
チ	ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行事業	79
ツ	ひとりぐらし高齢者支援事業 コミケア	79
テ	高齢者料理教室事業	79
ト	高齢者介護予防事業	80
ナ	障がい者支援事業 学習会	80
ニ	障がい者支援事業	80
ヌ	車いす貸出事業	80
ネ	緊急通報サービス事業	81
ノ	ハンディキャブ貸出事業	81
ハ	ささえあい活動事業 『防災防犯マップ』作成	81
ヒ	高齢者配食サービス事業	81
フ	意思疎通支援事業	82
ヘ	地域福祉コーディネーター事業	82

ホ	介護保険認定調査受託事業	82
マ	学童保育事業	82
ミ	元気高齢者等が家事支援を行う訪問型サービス事業	83
ム	ボランティア活動助成事業	83
メ	お〜ちゃんフェスタ事業	83
モ	年末家事援助事業	83
ヤ	いきいきサービス事業	84
ユ	ボランティア活動推進事業	84
ヨ	生活困窮世帯学習支援事業	84
ラ	地域福祉権利擁護事業	84
リ	福祉サービス総合支援事業	85
ル	成年後見活用あんしん生活創造事業	85

(2) 評価シート

ア 連絡・調整事業

主な活動 実績・効果	・地域の実状やニーズを把握している民生児童委員と相互に協力関係を築くため、各地区の担当職員を決めて地区協議会に出席した。				
	・年度末において、行政の担当課と受託事業について、事業実施報告を行い、課題や事業の方向性を確認するとともに、次年度の事業計画などについて打合せを行った。				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	総務係

イ 広報事業 広報紙「お元気ですか」の発行

主な活動 実績・効果	・年4回、広報紙「お元気ですか」を発行し、自治会の協力をいただいて配布するとともに、社協会員などに郵送した。				
	・親しみやすく分かりやすい広報紙を目指して、自治会、民生児童委員、市内福祉施設等から推薦いただいた委員による広報委員会において、記事の内容、構成等について検討した。				
今後の方向性	・自治会員以外の市民にも周知できるよう、郵便局や市内のスーパーマーケットなど、協力いただける施設に広報紙を配架した。				
	・自治会加入世帯が減少していることから、広く市民に届けるため市内集客施設を回り、広報紙「お元気ですか」の配架について依頼し、配架した。				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	総務係

ウ 広報事業 「声の広報」

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、広報紙「お元気ですか」の発行に合わせて、ボランティア団体に紙面の内容を音読でカセットテープに吹き込んでいただいた。 ・吹き込んだカセットテープを利用登録者に郵送した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	総務係

エ ホームページ運営事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント、講習会などの情報を掲載した。 ・サイトマップを作り、ホームページにおける様々なページの整理を行った。 				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

オ 組織強化事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会および民生児童委員合同協議会へ助成金を交付した。 ・両団体とも当協議会の事業実施にあたり協力をいただいているほか、付属機関の委員に候補者を推薦していただくなどしている。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	総務係

カ 福祉団体等助成事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「お元気ですか」および当協議会のホームページで周知を行い、申請者の募集を行った。 ・団体から事業報告を提出していただくことにより、事業目的が達成されたかなどの確認を行った。 				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

キ ささえあい活動助成事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「お元気ですか」および当協議会のホームページで周知を行い、申請者の募集を行った。 ・団体から事業報告を提出していただくことにより、事業目的が達成されたかなどの確認を行った。 				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

ク 戦没者追悼式助成事業

主な活動	・戦没者の人数により、助成金額を決定し助成した。				
実績・効果	・追悼式終了後、実施報告を提出していただいている。				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

ケ 緊急援護事業

主な活動	・青梅市健康福祉部生活福祉課長に10,000円を預けた。				
実績・効果	・生活福祉課長の要請により、交通費や食料の支給を行った。				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

コ 収益事業

主な活動	・青梅市役所庁舎1階に自動証明写真機を設置				
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市福祉センター1階にカップ飲料販売機を設置 ・青梅市福祉センター1階にペットボトル飲料販売機を設置(令和5年度～) ・広報誌「お元気ですか」に広告を掲載するため、広報委員会の承認を得るとともに定款の一部変更を行った。 				
今後の方向性	改善	事業類型	その他	担当係	総務係

サ 生活福祉資金貸付事業

主な活動	【本則】				
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯、障がいのある方や高齢者がいる世帯を対象に、世帯の経済的自立を目的とした各種貸付を実施した。 ・令和4年度は延802件の相談に対応し、15件の貸付を行った。貸付を行った15件は教育支援資金の他、緊急小口資金や福祉費、要保護リバースの貸付だった。 				
	【コロナ特例】				
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請による休業退職等で、収入の減少があり日常生活の維持が困難な世帯へ貸付を実施した。 ・累計で5,444件の相談に対応し、累計16億2631万円を貸付けた。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	総務係

シ 調査・研究・企画事業 高齢者調査

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の行う見守り事業との連携により、民生児童委員が訪問調査を行った。 ・情報の集約と管理は当協議会が行い、また、民生児童委員の見守りなどの活動のほか、当協議会が行う事業に活用している。 ・個人情報保護の観点から、調査活動が困難になっている側面もある。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ス おせち料理事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者配食サービス利用者を主な対象者としており、年末年始のお弁当お休み期間の補助食としての役割は大きい。 ・大晦日に手渡しでお届けしているため、配食サービスの目的である安否確認も行った。 ・障害者手帳をお持ちの方々にも、好評で、毎年利用している常連の方も多い。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者・障害者	担当係	地域係

セ 敬老事業 青梅市敬老会

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会については、当日のスタッフとして職員を派遣。主に送迎バスの添乗員を担当した。 ・プログラムの印刷を請け負った。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ソ 敬老事業 敬老訪問

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者や訪問ルート等の準備は青梅市高齢者支援課で行い、当日は会長が訪問した。 ・社協からのお祝いの品を用意した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

タ 高齢者見舞品事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を要する高齢者の実態調査については、令和4年度より「在宅ねたきり高齢者」から名称を変更。また、コロナ禍においては、民生委員による配布は中止し、郵便での配送とした。 ・民生委員の訪問の契機ともなり、また、当協議会とのつながりを認識してもらう効果がある。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

チ ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より地区を2分割し隔年実施に変更。行き先、行程は同じ。 ・令和2年度は、後半地区の予定であったがコロナ禍のため中止した。 ・3年度も通常の開催は断念し、年度内に地域の市民センターにて体験会を開催。旅行気分を味わえるお土産の購入企画も行った。 ・体験会の開催をもって、本事業を終了とした。 				
今後の方向性	廃止	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ツ ひとりぐらし高齢者支援事業コミケア

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からの新企画。青梅地区・長淵地区にて実施。市民センターを会場に1年に1度の開催していく予定。 ・交流の機会の提供とともに、自分の身体を知るための体力測定や災害への備えの大切さを知る防災講座などを開催。また、認知症や看護、介護の専門家の協力をいただき気軽に相談できる場所も配置し、顔の見える関係づくりの機会とした。 ・参加者 青梅地区 24人、長淵地区 14人、梅郷地区 15人 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

テ 高齢者料理教室事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年、3年度はコロナ禍のため料理教室の開催は中止した。 ・令和3年度は、今後の料理教室のあり方として、スマホなどを活用してのオンライン開催の可能性を視野に、スマホ活用講座を行った。 ・令和4年度には、『料理の基本さ・し・す・せ・そ～お砂糖を知ろう～』講座を開催し、お砂糖を使ったフルーツピネガー作りをし、ちょっとした手作り体験を実施した。 ・広報等での募集を行ったが、定員を大幅に超える申込みをいただき、参加者にも好評をいただいた。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ト 高齢者介護予防事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月より教室を再開し、令和4年度中は8回実施し延べ130名の方が参加(令和2年1月～令和4年6月まで開催自粛)。 ・本年度より事業への評価や希望を伺うために、参加者へのアンケートを実施した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ナ 障がい者支援事業 学習会

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に4年ぶりに学習会を開催した。 ・例年共催の障団連が主題を決めていたが、コロナ禍で集まる機会がなく決まらないとのことで、社協からパラスポーツ体験を提案した。 ・講師の東京都障害者スポーツ協会に企画立ち上げの段階から協力を依頼した。 ・障害のある方のみでなく、地域のパラスポーツに関心のある方にも参加いただき、スポーツを紹介した交流の機会とすることができた。 				
今後の方向性	改善	事業類型	障害者	担当係	地域係

二 障がい者支援事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により令和2年度より令和4年度まで中止した。 ・令和元年度は、9月29日開催した。 ・参加者237名(当事者・家族152名,来賓23名,民生委員34名,スポーツ推進委員20名ほか) 				
今後の方向性	改善	事業類型	障害者	担当係	地域係

ヌ 車いす貸出事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・寄贈された車いすを活用し、一時的に必要な方に対し、最長1か月を限度とし、無料で貸し出しを行った。 ・令和4年度は259件の実績があった。 ・高齢者の外出支援のみならず、骨折等による怪我での利用者も増えている。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	地域係

ネ 緊急通報サービス事業

<p>主な活動</p> <p>実績・効果</p>	<p>・病気などによる緊急時だけでなく、不審者対応や防犯機器も設置することで、本人や親族の安心ツールとして利用されている。</p> <p>・警備会社と直接契約する場合には、機器の設置及び撤去に4～5万円の費用がかかるが、社協のサービスとして契約すると無料になる。</p> <p>そのため、初期費用の負担で躊躇していた方からの申込みが増えている。</p> <p>・高齢者配食サービス通信『うぐいす』にて年に1回周知のための記事を掲載している。</p>				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	地域係

ノ ハンディキャブ貸出事業

<p>主な活動</p> <p>実績・効果</p>	<p>・日常的な清掃、消毒を実施し、継続的な運営のため、修繕等対応箇所が見つかった場合は早急に対応した。</p>				
今後の方向性	廃止	事業類型	その他	担当係	地域係

ハ ささえあい活動事業 『防災防犯マップ』作成

<p>主な活動</p> <p>実績・効果</p>	<p>・実施に向けては、友田小学校と綿密に打ち合わせを行い、計画的に準備を進めることができた。</p> <p>・友田小学校では、小学校間の会議(校長会)等で実績として発表しているとのこと。</p>				
今後の方向性	継続	事業類型	子ども	担当係	地域係

ヒ 高齢者配食サービス事業

<p>主な活動</p> <p>実績・効果</p>	<p>・令和2年度以降 コロナ禍によりボランティアによる配食に中止した。</p> <p>・令和4年度実績 登録者245名(R5.3.31現在),配食数延べ23,303食</p> <p>・配食時の安否確認を徹底して行っているため、自宅で死亡した方の早期発見や体調不良の方の早期情報提供に繋がる案件が増えている。</p> <p>・利用休止から廃止まで6か月間の猶予があり、廃止の確認を行っている。</p>				
今後の方向性	改善	事業類型	高齢者	担当係	地域係

フ 意思疎通支援事業

主な活動	・登録手話通訳者と適宜連絡を取り、依頼があった際の連絡調整を遺漏なく進めた。				
実績・効果	・遠方からの依頼で登録手話通訳者が受けられない場合は、市と調整し東京手話通訳者等派遣センターへつなぎ、対応した。				
今後の方向性	継続	事業類型	障害者	担当係	地域係

ハ 地域福祉コーディネーター事業

主な活動	・生活支援体制整備事業の第2層協議体や第1層協議体へ参加、支援した。				
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の第3層活動への相談、支援を行い、つなぎ役としての役割をはたした。 ・地域サロン立ち上げ有志の会への相談、援助、協力を行った。 ・地域支援と個別支援を実施した。 ・五類に移行後、主に電話相談を中心に、必要に応じて訪問した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	地域係

ホ 介護保険認定調査受託事業

主な活動	・行政から受託し、要介護度を認定するための調査を実施した。				
実績・効果	・令和4年度実績 青梅市1,466件、市外257件(調査員8名)				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

マ 学童保育事業

主な活動	・児童、保護者に安心、安全な学童を提供するため、指導員研修を実施し(障がい児対応、応急救護、アレルギー対応等)、各学童で災害(火災、地震)、不審者対応といった避難訓練を実施している(各項目年1回以上)。				
実績・効果	・このほか、「安心安全な社協の学童」のPRのための冊子を作成。入所予定の保護者などに配布した。				
今後の方向性	改善	事業類型	子ども	担当係	地域係

ミ 元気高齢者等が家事支援を行う訪問型サービス事業

主な活動	・令和4年度実績 利用契約者数100名 サポーター登録者 47名 サービス提供回数 延べ1,610回				
実績・効果	・青梅市から介護予防・日常生活総合支援事業の第1号訪問事業(訪問型サービスA)の事業所として指定を受けて実施した。				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	地域係

ム ボランティア活動助成事業

主な活動	・ボランティア登録団体会議での周知、社協HPおよび「お元気ですか」に掲載した。				
実績・効果	・助成金申請の審査は、ボランティア・市民活動センター運営委員会にて審査、決定した。 ・報告書より各団体の活動がより一層の活性化につながっている。				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	ボラセン

メ お～ちゃんフェスタ事業

主な活動	・令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。				
実績・効果	・令和5年度は、4年ぶりに開催した。				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	ボラセン

モ 年末家事援助事業

主な活動	・「お元気ですか」に実施の案内を掲載し、周知した。				
実績・効果	・YouTube「お～チャンネル」に協力員募集動画をアップした。 ・高齢者にとっては困難な大掃除を担ってもらえてことで新たな年を気持ちよく迎えることができた。 ・協力員の訪問により、わずかな時間ではあるが掃除を介してコミュニケーション創出の場ともなっている。				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	ボラセン

ヤ いきいきサービス事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「お元気ですか」に社協で行う介護保険上の家事支援サービスと対比してサービス利用、協力の詳細を掲載した。 ・介護保険のサービスではできない通院付き添い等、協力会員の支援のもと利用者の在宅生活の安定が図られた。 ・協力会員となる方も、「何かできることを」という思いから空いている時間を有効に活用した活動につながった。 				
今後の方向性	継続	事業類型	高齢者	担当係	ボラセン

ユ ボランティア活動推進事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍、従来どおりのイベント講座等の開催に至れず、その中でも防止策を講じ可能な範囲で団体の協力を経て「ボランティア体験講座」、「ボランティア活動へのきっかけづくり」、「つながるための講座」を開催した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	ボラセン

ヨ 生活困窮世帯学習支援事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「お元気ですか」および社協 HP にてサポーター募集を行った。 ・年2回、より効果的な学習につながるようサポーター同士の情報交換・共有の場として、サポーター打合せ会議を行った。 ・中学3年生においては、全員高校に合格することができ学習サポーターもその一助となれたと考える。 				
今後の方向性	継続	事業類型	子ども	担当係	ボラセン

ラ 地域福祉権利擁護事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の自己管理ができるようになった契約者や、家族の協力が得られ社協が支援する必要がなくなった契約者に対して、自立した生活を送ることができるようになったと判断、本人の意向を確認しながら契約を解除した。 ・契約時よりも判断能力が低下し、地域福祉権利擁護事業では支援が厳しくなった契約者については、関係者と協議しながら成年後見制度利用に繋がった。 ・成年後見制度の市民向け講座の中で、地域福祉権利擁護事業についての事業説明を行った。(参加者数 51名) 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	福祉相談係

リ 福祉サービス総合支援事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談について、年4回発行の社協だよりに毎回掲載した。 ・苦情解決について、民生児童委員合同協議会でチラシを配布した。 ・令和5年3月15日号の青梅市広報に記事を掲載した。 ・令和4年度は、苦情相談に対応し、苦情解決委員会を1回開催した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	福祉相談係

ル 成年後見活用あんしん生活創造事業

主な活動 実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度だけに限らない、権利擁護についての相談に年間を通じて対応した。(延べ369件) ・必要に応じ、後見人候補者となる専門職団体への照会や、地域包括支援センターと連携した訪問・見守りを行った。 ・権利擁護支援の事案や後見人等候補者の検討及び受任調整などを行う、「支援検討会議おうめ準備会」を開催し、専門職によるケースの支援方針について権利擁護の視点での助言や対象者の生活状況等に応じた適切なマッチングを行った。 ・支援が必要だが、財産状況等で適切な後見人が見つからない方について、法人として後見人を受任し、支援した。 				
今後の方向性	継続	事業類型	その他	担当係	福祉相談係

【参考】

(1) 今後の方向性

区分	事業数	備考
継続	30	
改善	9	
廃止	2	ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行、ハンディキャブ貸出
計	41	

(2) 事業分類

区分	高齢者	障害者	高齢者・障害者	子ども	その他	計
事業数	13	3	1	3	21	41

4 現状のまとめ

●第五次地域福祉活動計画への取組

「第五次地域福祉活動計画」は、平成31年から令和5年までの5年を計画期間として、『誰もが安心して暮らせるまちづくり 地域に根差し、地域に必要とされる社協』といった基本理念のもと、「助けてを、みんなで支える社会」、「適切なサービスで豊かな生活ができる社会」、「見て見ぬふりをしない社会」の3つの基本目標の実現を目指し、各種事業に取り組んできました。

●新型コロナウイルス感染症の影響

こうした中、令和元年12月、中華人民共和国武漢市において、新型コロナウイルス感染症の集団感染が報告されました。

令和2年1月には国内で初めての患者が報告されてからは、「6新型コロナウイルス感染症への対応（時系列）」に記載のとおり、当協議会においても、各種事業の中止など大きな影響を受けました。

●重層的支援体制整備事業移行準備事業の受託

一方、国では、令和2年、地域共生社会の実現のため、相談支援、参加支援および地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備を掲げ、包括的支援体制の構築の一つとして、取り組んでいくこととしました。

当協議会においては、青梅市からの委託を受け、「重層的支援体制整備移行準備事業」に取り組み、地域福祉コーディネーターによる電話相談のほか、地域サロン立ち上げへの支援、生活支援体制整備事業における第2層協議体へ参加するなど、地域づくりに努めてきました。

●第六次地域福祉活動計画の策定

「第六次地域福祉活動計画」の策定にあたっては、令和5年度の事業実績について評価を行い、潜在化する支援が必要な人へのアウトリーチ、子育て世帯への支援や孤独・孤立対策など課題を整理しました。

今後、当協議会が持つ地域住民をはじめとし、行政、福祉、医療およびボランティア等がネットワークを一層の強化を図るなど、「第六次地域福祉活動計画」の基本理念である『人と人がつながり、支え合い、だれもが安心していきいと暮らせるまち』の実現に努めてまいります。

5 用語解説

ア～オ

- ・**アウトリーチ**（P. 3）－積極的に対象者のいる場所に出向いて必要なサービスや情報を届けるよう行動すること。
- ・**アクティビティ**（P. 45）－高齢者に対するリハビリや介護予防に使われ、また、生活を豊かにする大人が遊んでも楽しいおもちゃ。
- ・**遺贈**（P. 56）－遺言により遺言者の財産を無償で譲ること。
- ・**一般事業主行動計画**（P. 59）－企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。
- ・**SDGs（持続可能な開発目標）**（P. 19）－2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
- ・**SNS**（P. 24）－ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking ervice）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
- ・**おーチャンネル**（P. 24）－青梅ボランティア・市民活動センターが開設する公式YouTubeチャンネルのこと。

カ～コ

- ・**ケアマネジャー（介護支援専門員）**（P. 33）－介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、ケアマネジメントという手法を用い、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。
「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称である。
- ・**権利擁護**（P. 33）－自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

・ **公正証書遺言** (P. 37) - 自筆証書遺言が自分の手で書くのに対し、原則的に公証役場にて、公証人や証人の立ち会いのもと遺言書を作成する方法のこと。

・ **高齢者クラブ** (P. 24) - 地域を基盤として高齢者が主体的に集まって活動する組織。

サ～ソ

・ **次世代育成支援対策推進法** (P. 59) - 我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めた法律。

・ **寄付型自動販売機** (P. 56) - 自動販売機の売上げ1本ごとに、希望いただいた団体へ寄付をすることができる自動販売機。

設置オーナーは振込みなどの手間が無く、購入者は気軽に社会貢献をすることができる。

・ **市民後見人** (P. 33) - 弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等のこと。

・ **社会貢献活動 (CSR)** (P. 11) - 企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任のある行動を取るとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

・ **社会福祉協議会** (P. 1) - 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般定には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。

社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

・ **社会福祉士** (P. 34) - 「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者。

社会福祉の専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整その他の援助を行う専門職。

- ・ **社会福祉法**（P. 3）－社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定める法律で、地域福祉の推進を図るなど、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

- ・ **社会福祉法人**（P. 40）－社会福祉事業を行うことを目的として「社会福祉法」にもとづいて設立された法人。

社会福祉法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」や「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。

このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

- ・ **情報セキュリティポリシー**（P. 59）－企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

- ・ **重層的支援体制**（P. 3）－地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談 支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する事業。

- ・ **親族後見人**（P. 33）－被後見人等の家族や親族で、成年後見人に選任された者のこと。

タ～ト

- ・ **第2層協議体**（P. 39）－日常生活圏域（中学校区域等）を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等を主な役割とするもの。

- ・ **地域アセスメント**（P. 22）－課題分析などと訳される。利用者が直面している地域における生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、

予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手續のこと。

・**地域共生社会**（P. 1）－制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

・**地域サロン**（P. 22）－平成6年（1994年）から、全国社会福祉協議会が中心となり、高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場として「ふれあい・いきいきサロン」事業が全国的に推進されている。

地域住民が主体となって運営・参加を行い、高齢者であればだれでも参加できる高齢者の集い・通いの地域交流の場。

・**地域福祉活動計画**（P. 1）－社会福祉法第109条の規定にもとづき、民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定する計画。

・**地域福祉計画**（P. 7）－社会福祉法第107条の規定にもとづき、地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。

・**地域福祉コーディネーター**（P. 25）－地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材。

・**地域福祉支援計画**（P. 4）－社会福祉法第108条の規定にもとづき、都道府県が市町村の地域福祉計画に達成に資するため策定する計画。

・**地域福祉推進委員会**（P. 6）－地域住民が主体となり、地域福祉を推進するために作られた自主組織。

・**地域包括支援センター**（P. 10）－地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設置された機関。

・**DX（デジタルトランスフォーメーション）**（P. 59）－企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

・ **特定非営利活動法人（NPO 法人）**（P. 98）－ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体。一定の要件を満たせば、「特定非営利活動促進法」による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になるもの。

ナ～ノ

・ **日本一億総活躍プラン**（P. 63）－少子高齢化という日本の構造的な問題について、正面から取り組むことで歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持し、一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができる社会を実現できるための実行計画。

ハ～ホ

・ **ファンドレイジング**（P. 56）－民間団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

・ **8050問題**（P. 1）－80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも行き詰まってしまうこと。

・ **フードパントリー**（P. 28）－企業や個人で余剰となった食品を生活に困った人たちへ供給する活動。

・ **防災士**（P. 16）－日本防災士機構が“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのために十分な意識と一定の知識・技能を習得した人に与えられる資格。

・ **防災さんぽ**（P. 45）－地震などの後、避難所まで行く経路に危険はないか、どのルートを通れば安全に避難ができるかを考えながら散歩すること。

・ **プラットフォーム**（P. 26）－地域づくりの課題に対し、関連する事業が横断的に関わり合うことで、新たな価値や効果を生み出し、地域づくりを進めていこうとするもの。

・ **プロボノ**（P. 11）－職業上のスキルや経験を生かして取り組む社会貢献するボランティア活動。

マ～モ

・ **マイノリティー**（P. 14）－ある社会を占める人たちとは違う属性を持った個人やその集団を指すもの。

・民生委員（P. 10）－「民生委員法」に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者のこと。

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。

職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することと規定されている。

なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

・緑のカーテン（P. 61）－ツル性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）による壁面緑化で、夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周辺温度を下げることで室温の上昇を抑える効果があるもの。

ヤ～ヨ

・ヤングケアラー（P. 1）－本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的にやっている子どものこと。

「ラ～ロ」

・リユース（P. 13）－再使用すること。

ワ

・ワーキングチーム（P. 55）－共通した目的を持ち、仕事を調整し合う集団のこと。

6 新型コロナウイルス感染症への対応(時系列)

令和元年度(2019)		
月日	国・都等の動き	当協議会の動き
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、国内1例目の感染者確認 ・WHO、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言 	<p>【トピックス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付実施 <p>【新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、</p>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO、病名をCOVID-19、ウイルスをSARS-CoV-2と命名 ・政府、新型コロナウイルス感染症対策基本方針の発表 ・首相、スポーツ・文化イベントなどの大規模イベント自粛要請 ・首相、全国の小中高へ臨時休校要請 	<p>中止等した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆書面開催した事業 理事会、評議員会 ◆中止した事業 <p>障がい者学習会 成年後見制度市民講演会 ふれあいダーツ体験教室 介護予防教室</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO、パンデミック宣言 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)施行 ・東京五輪の延期を発表 ・首都圏5都県(東京・神奈川・埼玉・千葉・山梨)知事、不要不急の外出自粛要請 	<p>出張介護予防教室 青梅ボランティア・市民活動団体全体会議 学童保育指導員研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆実施した事業 学童保育1日保育 ◆その他 福祉センター管理運営 集会室・宴会場キャンセルあり
令和2年度(2020)		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・7都府県(東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡)、緊急事態宣言発出 ・全国民への一律10万円(特別定額給付金)の給付開始 	<p>【トピックス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特例貸付で10億円貸付 ・小学校休校に伴う学童保育所緊急閉所 ・ZOOMの活用(市民向けのZOOM使い方講座の開催、リモート会議の実施)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言 全面解除 	<p>【新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の導入開始 ・都道府県をまたぐ移動の自粛を全国で緩和 ・厚労省、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」リリース 	<p>中止等した事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆書面開催した事業

7月	・政府、イベント開催制限を緩和 東京都、警戒を最高レベルに引き上げ	理事会 評議員会
9月	・東京都、警戒レベルの引き下げを決定 ・政府、9/19からのイベント開催人数制限の緩和を発表	評議員選任・解任委員会 成年後見制度推進機関運営委員会 ◆オンライン開催した事業 学童保育指導員研修会
10月	・Go Toトラベル、東京発着旅行が対象に ・Go Toイート開始	◆訪問(監査委員)により実施した事業 決算審査
11月	・1日当たりの新規感染者数、初の2000人超 ・東京都、独自の警戒レベルを最高レベルへ引き上げ ・政府、GoToトラベル・イートの運用見直しを表明 ・東京都、酒を提供する飲食店などに営業時間の短縮を要請(28日~12月17日)	◆中止した事業 第46回社会福祉大会 第41回青梅市障がい者と家族のスポーツ大会 お~ちゃんフェスタ2020 第57回青梅市敬老会
12月	・東京都、「年末年始コロナ特別警報」発出 ・東京都、医療提供体制 最も高い警戒レベルに引き上げ ・政府、全世界からの外国人の新規入国の一時停止を決定(28日~1月末)	ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行 福祉のしごと相談・面接会 青梅ボランティア・市民活動団体全体会議 高齢者料理教室 高齢者介護予防教室
1月	・1都3県(東京、神奈川、千葉、埼玉)、2度目の緊急事態宣言発出(1/8~2/7) ・東京都、新規感染者数2447人で過去最多を更新	高齢者配食サービス・ボランティアによる配食 年末家事援助
2月	・改正特別措置法(特措法)が成立 ・医療従事者、ワクチン先行接種開始	夏!体験ボランティア2020 障がい者学習会
3月	・首都圏1都3県(東京・神奈川・千葉・埼玉)の緊急事態宣言再延長(7日の期限を2週間延長し21日までに) ・東京五輪・パラリンピック、海外からの観客受け入れ断念を決定	いきいきサービス ◆その他 高齢者実態調査(世帯の状況確認のみ)

令和3年度(2021)

4月	・まん延防止等重点措置、3都府県(東京・京都・沖縄)適用決定(東京:4/12~5/11) ・高齢者、ワクチン接種開始 ・4都府県(東京、大阪、兵庫、京都)、3回目の緊急事態宣言発出を決定(4/25~5/11)	【トピックス】 ・新型コロナウイルス感染症特例貸付で延べ15億円貸付 ・ワクチン接種による車いす貸出件数増加 ・ZOOMの活用(学童保育指導員全体会議、上級手話講習会、ボランティア体験)
----	--	--

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府、ワクチン大規模接種センター18歳～64歳にも接種開始 ・ワクチン職域接種、全国で本格的に開始 	<p>【新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、中止等した事業】</p> <p>◆書面開催した事業</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都、4度目の緊急事態宣言発出を決定(7/12～8/22) ・東京五輪、1都3県(東京・神奈川・埼玉・千葉)無観客開催を決定 ・政府、ワクチンパスポート(ワクチン接種証明書)26日からの申請受付開始を正式発表 	<p>理事会</p> <p>評議員会</p> <p>評議員選任・解任委員会</p> <p>ボランティア・市民活動センター運営委員会</p>
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言とまん延防止等重点措置、30日ですべて解除を決定 	<p>◆オンライン開催した事業 西多摩ブロック地社協役員研修</p>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン2回接種、国内の全人口の70%超え 	<p>◆中止した事業</p>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・入国制限が緩和され、外国人の新規入国を一部再開 ・国内で初めてオミクロン株の感染者を確認 	<p>第47回社会福祉大会式典</p> <p>お～ちゃんフェスタ2021</p> <p>第57回青梅市敬老会</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン3回目接種がはじまる ・ワクチン接種証明アプリ、運用開始 	<p>ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行</p> <p>福祉のしごと相談・面接会</p>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の対象地域に、13都県を追加決定(1/21～2/13) ・東京都、最も深刻な警戒レベルに引き上げ ・東京都、自宅療養者数 初の5万人超 	<p>高齢者料理教室</p> <p>高齢者介護予防教室</p> <p>夏！体験ボランティア2021</p>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の一種「BA.2」、東京都内で市中感染とみられる事例を初確認 	<p>◆代替した事業 ちょっぴり山梨体験会(ひとりぐらし高齢者ふれあい旅行の代替)、スマホ入門講座(高齢者料理教室の代替)</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置、21日で全地域解除を決定 	<p>◆その他 高齢者実態調査の縮小(世帯の状況に応じた調査)、高齢者見舞品の配送、手話通訳者等養成研修の一部延期</p>

令和4年度(2022)

4月	<ul style="list-style-type: none"> 世界全体の感染者数、累計5億人を超える ワクチン3回目接種、全人口の半数を超える 	<p>【トピックス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特例貸付、貸付終了後も継続的な支援を実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン4回目接種開始(60歳以上と18歳以上の基礎疾患のある人が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア関連講座の再開
6月	<ul style="list-style-type: none"> 約2年ぶりに外国人観光客の受け入れ再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度推進機関運営委員会 書面による開催(第2回)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 東京都、1日当たりの新規感染者数、初の4万人超 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育指導員月例全体会 一部リモート実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの新規感染者数、5週連続日本が世界最多(WHO報告書) 	<p>【新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、</p>

9月	無症状などの自宅療養者の外出制限緩和 オミクロン株対応ワクチンの接種開始	<p>中止等した事業】</p> <p>◆書面による開催 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、成年後見制度推進機関運営委員会</p> <p>◆リモートによる実施 学童保育指導員月例会全体会</p> <p>◆中止した事業</p> <p>第48回社会福祉大会式典</p> <p>お～ちゃんフェスタ 2022</p> <p>夏！体験ボランティア 2022</p> <p>高齢者配食サービス・ボランティアによる配食（業者が直接配送）</p> <p>◆代替した事業 体験事業（夏！体験ボランティアの代替）</p> <p>◆その他 高齢者見舞品の配送</p>
10月	東京都、全国旅行支援開始	
11月	接触確認アプリ「COCOA」の機能停止	
1月	国内感染者数、累計 3,000 万人を超える	
2月	国内死者数、70,000 人を超える 厚労省、雇用調整助成金の新型コロナ特例措置を今年度で終了することを決定	
令和 5 年度(2023)		
4月	厚労省、5月8日に「五類移行」正式に決定 これまでの帰国・入国時の水際対策が終了し、ワクチン証明などの提出が不要に	<p>・お～ちゃんフェスタ 2023、第49回社会福祉大会4年ぶりに実施</p>
5月	WHO、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言の終了を発表 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け、五類に移行	

7 策定委員会の状況

(1) 青梅市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第1条（目的および設置）社会福祉法人青梅市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に「地域福祉活動計画」を策定するため、青梅市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条（任務）委員会は次の事項を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に必要な調査研究に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の策定に関すること
- (3) その他必要な事項

第3条（委員会の構成）委員会は、次に掲げる者につき、会長が委嘱する委員11人をもって構成する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 2人 |
| (2) 住民組織代表者 | 1人 |
| (3) 民生児童委員代表者 | 1人 |
| (4) 社会福祉団体・施設の関係者 | 2人 |
| (5) ボランティア・NPOの関係者 | 2人 |
| (6) 商工関係者 | 1人 |
| (7) 東京都社会福祉協議会 | 1人 |
| (8) 行政担当者 | 1人 |

2 この委員会に委員長および副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員が互選する。

第4条（会議）委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第5条（事務局）委員会の事務局は、青梅市社会福祉協議会内に置く。

第6条（その他必要な事項）この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

第7条（実施期間）この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

任期：令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出母体
1	宮城 孝	法政大学教授 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所	学識経験者
2	岡垣 豊	弁護士	学識経験者
3	加藤 博行	青梅市自治会連合会	住民組織代表者
4	林 美明	青梅市民生児童委員合同協議会	民生児童委員代表者
5	相墨 欽章	青梅ケアマネジャー連絡会	社会福祉団体・施設の関係者
6	尾根 清美	青梅市障害者団体連合会	社会福祉団体・施設の関係者
7	濱野 和子	特定非営利活動法人 青梅こども未来	ボランティア・NPOの関係者
8	林 敏幸	森林ボランティア森守会	ボランティア・NPOの関係者
9	吉澤 清志	青梅商工会議所	商工関係者(IT分野)
10	宮田 遥	地域福祉部職員	東京都社会福祉協議会
11	茂木 正	青梅市地域福祉課	行政担当者
-	洪 心璐	東洋大学福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 助教	研修生
-	唐 潤中	法政大学大学院 人間社会研究科人間福祉専攻	研修生



(3) 策定委員会の開催経過

回	開催年月日・場所	内 容
第1回	令和5年 7月14日(金) S&D たまぐー センター	1 青梅市社会福祉協議会会長あいさつ 2 委嘱状の交付 3 委員長および副委員長の選任 4 協議事項 (1) 第五次地域福祉活動計画の評価について (2) 第六次地域福祉活動計画の基本理念と計画の柱について ア 青梅市の状況について イ 基本理念および基本目標について (3) 委員会のスケジュールについて
第2回	9月11日(月) 御岳交流センター	1 委員長あいさつ 2 協議事項 (1) 計画における課題整理について (2) 事業の見直しについて
第3回	12月1日(金) 福祉センター	1 委員長あいさつ 2 協議事項 (1) 第六次青梅市地域福祉活動計画の骨子について (2) 基本理念、基本計画について
第4回	令和6年 1月26日(金) 福祉センター	1 委員長あいさつ 2 協議事項 (1) 第六次青梅市地域福祉活動計画(案)について (2) 第5期青梅市地域福祉計画の概要について (3) 市民からの意見募集等について (4) 計画の愛称について (5) 計画の進行管理について
第5回	2月29日(木) 福祉センター	1 委員長あいさつ 2 協議事項 (1) 第六次青梅市地域福祉活動計画(案)について (2) 市民からの意見募集等について 3 報告事項 令和5年度高齢者実態調査集計結果について

(4) 職員ワーキングチームの開催経過

回	開催年月日・場所	内 容
第1回	令和5年8月22日(火)	改廃等事業の洗い出しについて
第2回	8月25日(金)	改廃等事業の選定について
第3回	8月31日(木)	目指すべき当社協のキーワードについて
第4回	9月14日(木)	重点事業等(地域づくり、人材育成)について
第5回	9月22日(木)	子育て支援策等(1)への取組について
第6回	10月5日(金)	子育て支援策等(2)への取組について
第7回	10月19日(木)	計画の骨子等について
第8回	10月27日(金)	取組事業シートの作成について
第9回	11月1日(水)	取組事業シートの記入方法について
第10回	11月6日(月)	取組事業シートの分担について
第11回	11月7日(火)	改廃等事業の整理について
第12回	12月12日(水)	取組事業シートの概要と目標(1)について アウトリーチ、重層的支援体制整備事業 子育て支援
第13回	12月18日(月)	取組事業シートの概要と目標(2)について 農福連携
第14回	12月22日(金)	取組事業シートの概要と目標(3)について 孤独・孤立への対策、職員の人材育成
第15回	12月25日(月)	取組事業シートの概要と目標(4)について 災害時ネットワークの構築 権利擁護・成年後見の推進
第16回	12月28日(木)	取組事業シートの概要と目標(5)について 地域福祉推進委員会の設置、終活支援
第17回	令和6年1月10日(水)	取組事業シートの概要と目標(6)について 地域貢献活動、多世代交流
第18回	1月22日(月)	重点取組等について
第19回	3月4日(月)	とりまとめ

8 地域福祉活動計画(案)にかかる意見等の募集

1 意見募集

- (1) 期 間 令和6年1月29日(月)から2月19日(月)まで
- (2) 周 知 ホームページ、LINE、当協議会(福祉センター内)等
- (3) 対 象 市民、市内在住・在勤の方、市内ボランティア団体の方
- (4) 応 募 ホームページの専用フォームまたは応募用紙を持参
- (5) 結 果 募集期間中、意見は寄せられませんでした。

2 愛称投票

- (1) 期 間 令和6年1月29日(月)から2月19日(月)まで
- (2) 周 知 ホームページ、LINE、当協議会(福祉センター内)等
- (3) 対 象 市民、市内在住・在勤の方、市内ボランティア団体の方
- (4) 投 票 ホームページの専用フォームまたは投票用紙を持参
- (5) 結 果
 - 第1位 えがお・つながるプランおうめ 9票 採用決定
 - 第2位 おうめ・あったかプラン 5票
 - 第2位 おいでよ!おうめ えがおプラン 5票
 - 第4位 えがお・ひろがるプランおうめ 4票
- (6) その他 第1位となったプラン名は、第六次地域福祉活動計画の愛称として使用します。

3 イラスト募集

- (1) 期 間 令和6年1月29日(月)から2月26日(月)まで
- (2) 周 知 ホームページ、LINE、当協議会(福祉センター内)等
- (3) 対 象 市内の小学6年生以下のお子さん
- (4) 応 募 ホームページの専用フォームまたはイラストを持参
- (5) テーマ 「青梅の風景の中で、人と人がつながりあう様子」
- (6) 件 数 1件
- (7) 結 果 「第六次青梅市地域福祉活動計画」の表紙に掲載します。



～お～ちゃんと青梅の名所など～ 青梅市社会福祉協議会職員の作品

第六次青梅市地域福祉活動計画

令和6年3月発行

発行：社会福祉法人 青梅市社会福祉協議会

〒198-0042 青梅市東青梅1-177-3

青梅市福祉センター内

電話 0428-22-1233(代表)



青梅のふくしキャラクター
お～ちゃん